

特別史跡・特別天然記念物

日光杉並木街道保存活用計画

令和元(2019)年8月

栃 木 県

男体山

大真名子山

小真名子山

女峰山

日光東照宮

大谷川

今市IC

日光・宇都宮道路

国道119号
(日光街道)

国道121号
(会津西街道)

JR今市駅

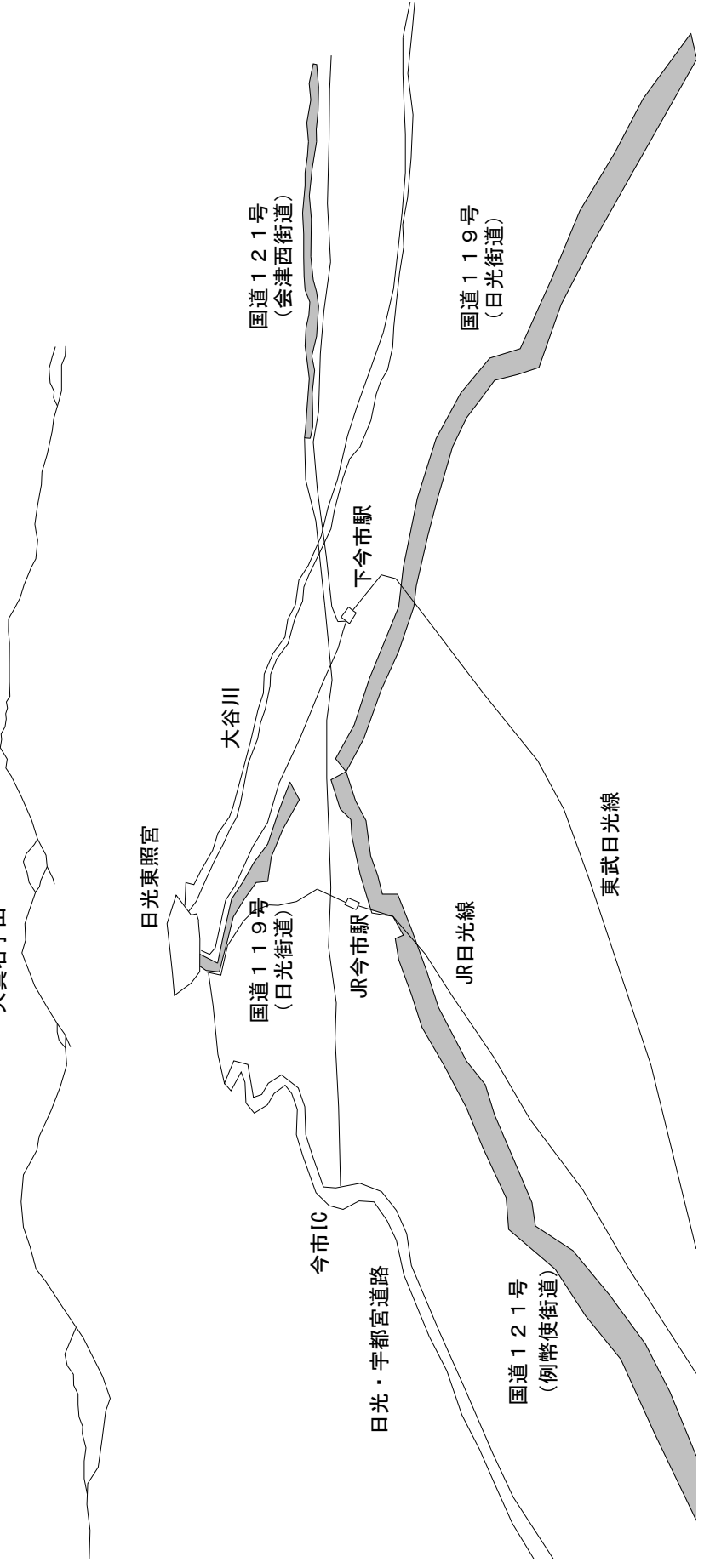
下今市駅

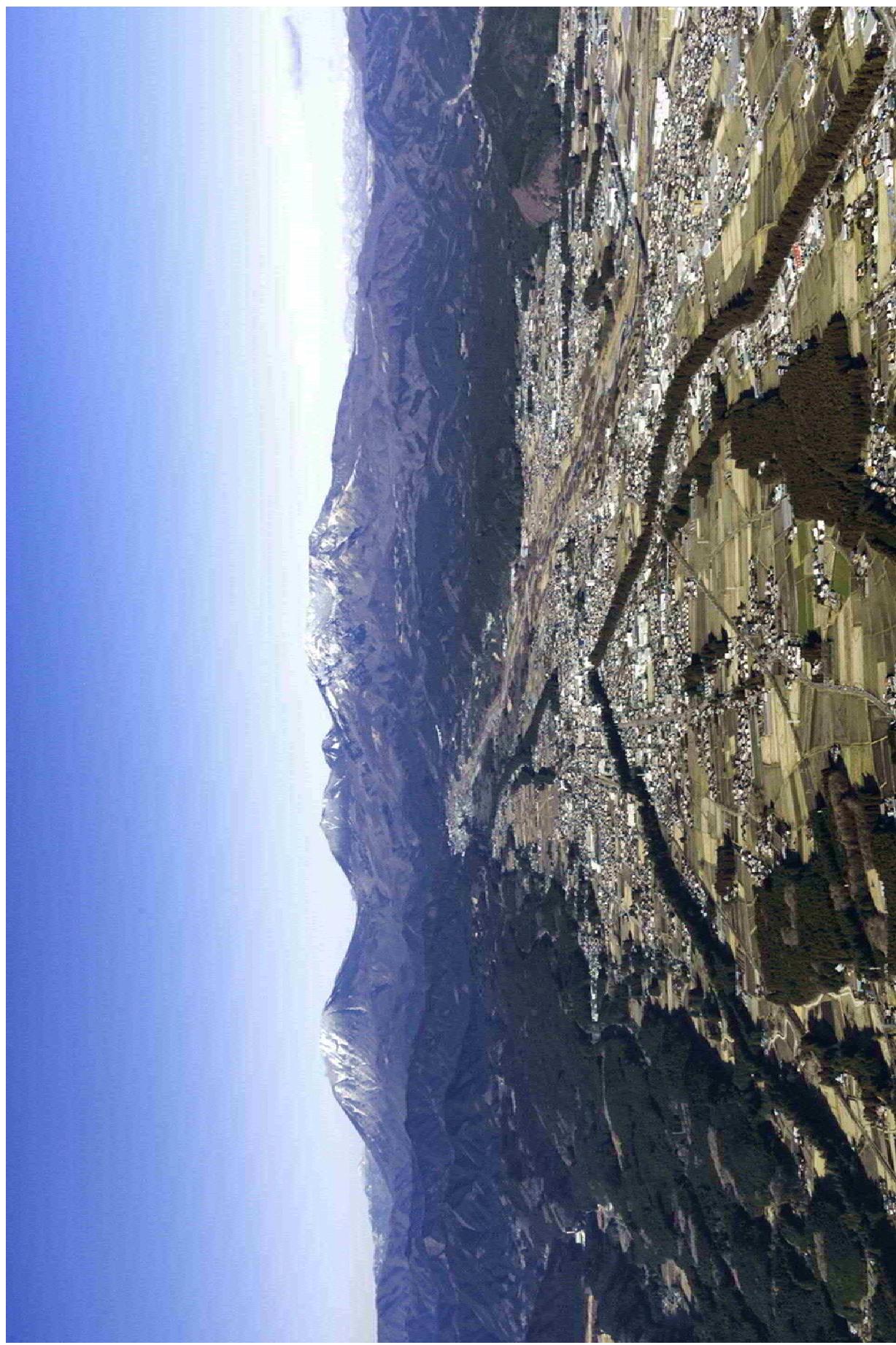
JR日光線

国道119号
(日光街道)

国道121号
(例幣使街道)

東武日光線





日光連山と日光杉並木街道



「日光フォトコンテスト入賞作品」

序

「日光杉並木街道 附 並木寄進碑」は、30km を超える総延長、1万2千本を超える並木杉の数、30mを超える木々の大きさ、そして400年近い歴史にして、世界に誇る栃木県の貴重な財産であります。

昨年は、史蹟名勝天然記念物保存法(大正8年法律第44号)が施行されて100年という節目の年を迎えました。文化庁では、記念物保護制度施行100年を記念した事業を行うと共に、これまでの記念物保護の100年を振り返り、これからの100年に向けて取り組む契機とする旨の考えを示しています。

日光杉並木街道においても、大正11(1922)年3月8日に史跡としての最初の指定を受けており、令和4(2022)年には指定100年を迎えます。更に、松平正綱公が日光杉並木の植栽を開始したのが寛永2(1625)年ですので、令和7(2025)年には植栽から400年を迎えることとなり、それらの節目を目前にし、今後の日光杉並木街道のあるべき姿を念頭に置きつつ、保存と活用のあり方を示すものとして、「日光杉並木街道保存活用計画」を昨年8月に策定したところです。

今後は、100年後、400年後という未来に向けて、この特別史跡・特別天然記念物という二重の「特別」を冠する日光杉並木街道を残していくために、本計画に示した内容に基づき保存と活用に取り組んでまいります。

最後になりますが、本計画をまとめるにあたり、「第三次日光杉並木街道保存管理計画策定委員会」の委員の皆様をはじめ、文化庁や関係機関など多くの方々に御指導、御助言をいただきましたことについて、深く感謝申し上げます。

令和2年3月

栃木県教育委員会

教育長 荒川 政利

例 言

- 1 本書は、平成 28(2016)年 9 月に設置した第 3 次日光杉並木街道保存管理計画策定委員会での検討に基づき策定された、特別史跡・特別天然記念物日光杉並木街道保存活用計画である。
- 2 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)が平成 31(2019)年 4 月から一部改正されたことにより、史跡名勝天然記念物等の管理団体又は所有者は、「保存活用計画」を作成し、文化庁長官の認定を申請することができることになったため、管理団体である栃木県が作成し、申請を行った。
- 3 保存活用計画策定事業は、国の補助を受け、栃木県教育委員会が事業主体となって行った。
- 4 本計画の編集は、栃木県教育委員会事務局文化財課杉並木保護担当が行い、必要な調査及び基礎資料の作成等は株式会社総研に委託した。
- 5 当該文化財の文中での名称の使い方について、当該文化財の正式な名称は、特別史跡及び特別天然記念物「日光杉並木街道 附 並木寄進碑」であるが、本計画内においては、「日光杉並木街道」と略して記載し、特に並木に主眼を置くときには「杉並木」と略して記載する。また、日光街道、例幣使街道、会津西街道の 3 つの街道の総称として「杉並木街道」を用いる。なお、固有名称や引用部分については出典に従いそのまま記載する。

日光杉並木街道保存活用計画

目次

第1章	計画策定の沿革・目的	
1	計画策定の沿革	1
2	計画の目的	2
3	計画の策定経過	2
4	計画の位置づけ	10
5	計画の対象区域及び計画の実施	19
第2章	日光杉並木街道 附 並木寄進碑の概要	
1	日光杉並木街道の歴史	20
2	特別史跡・特別天然記念物指定に至る経緯	47
3	指定の状況	49
第3章	日光杉並木街道の本質的価値	
1	本質的価値	61
2	構成要素	61
3	新たな価値評価	62
第4章	日光杉並木街道の保存・活用における現状と課題	
1	保存（保存管理）の現状と課題	63
	（1）保存（保存管理）の現状	
	（2）保存（保存管理）の課題	
	① 公有地化対象地域の見直し	
	② 倒木等による事故等の未然防止と安全対策	
	③ 杉並木の更新・補植の検討	
2	活用の現状と課題	65
	（1）活用の現状	
	（2）活用の課題	
3	整備の現状と課題	66
	（1）整備の現状	
	（2）整備の課題	
4	運営体制の現状と課題	66
	（1）運営体制の現状	
	（2）運営体制の課題	
第5章	保存活用計画の基本方針	68
第6章	保存（保存管理）	
1	保存（保存管理）の方向性と方法	69
	（1）保存（保存管理）の方向性	
	（2）保存（保存管理）の方法	
2	保護対象地域と保護のための地域区分	69
	（1）保護対象地域（指定地域と保全地域）	
	（2）保護のための地域区分	
	① A・B・C地域	
	② 地域区分の見直し	
3	現状変更及び保存に影響を及ぼす行為等の取扱い	75
	（1）現状変更等の取扱方針	
	（2）現状変更等の取扱基準	
	（3）現状変更等の申請手続及び許可区分	
	（4）安全対策（日常管理）等に伴う現状変更等の取扱い	
	（5）無断現状変更等の確認（パトロール）	
	（6）道路標識等の設置等	
	（7）電柱等の更新等	
	（8）個人住宅等の建築物の取扱い	
	① 不法占用住宅の移転促進	

② 並木敷隣接地内の住宅等の建設手続の指導	
③ 宅地造成等に伴う街道への出入口開設の制限	
④ 不法占用物件、屋外広告物の確認（パトロール）	
4 追加指定と公有地化	86
(1) 並木敷隣接地の追加指定	
(2) 保護用地としての公有地化	
(3) 計画的追加指定（公有地化）の実施	
5 杉並木の維持更新	88
(1) 並木杉の保全・保育	
① 並木杉の台帳管理等	
ア 並木杉のデータベース化	
イ ナンバープレートの更新、管理	
ウ 並木杉の個別データの収集（毎木調査）、分析	
エ モニタリング（特定の基準木）	
② 樹勢回復事業の展開	
③ 安全対策（日常管理）	
ア 指定木の伐採等	
イ 指定木の枝の伐採	
ウ 枯損木の処理	
エ 倒木の処理	
オ 並木杉の状態（倒木、支障枝等）の確認（パトロール）	
カ 事故の未然防止のための通行規制	
キ 注意喚起のための看板設置	
ク 落雷等による延焼への対応	
ケ 定期調査（危険木、枯損木等）	
④ 後継木対策	
ア 指定木の管理	
イ 後継木の補植	
(2) 生育環境の整備	
① 下草刈りや清掃の定期的実施	
② 不法投棄の確認（パトロール）及び廃棄物の取扱い	
③ 防護柵等の改修等	
④ 並木敷隣接住宅等の防火対策	
⑤ 公有地化後の保護用地の管理	
(3) 道路整備、都市計画との調整	
① 杉並木街道のバイパスの整備	
② 通行止め箇所、規制箇所の検討	
③ 市道等側道及び進入路の整備	
④ 日光杉並木街道周辺地域の土地利用との調整	

第7章 活用

活用の方向性と方法	104
(1) 活用の方向性	
(2) 活用の方法	
① 広報活動の充実・情報の発信	
② 各種イベント等の活用	
ア 清掃活動	
イ イベントの開催	
③ 日光市歴史民俗資料館の活用	
④ 子どもたちに対する教育の充実	

第8章 整備

整備の方向性と方法	107
(1) 整備の方向性	
(2) 整備の方法	

- ① 街道復元構想
- ② 保護用地の整備活用
- ③ 観光資源としての整備
 - ア 鑑賞路等の整備
 - イ 並木寄進碑の整備
 - ウ 説明板等の設置
 - エ 周辺地域の整備

第9章 運営体制の確立

運営体制の確立の方向性と方法	116
(1) 運営体制の確立の方向性	
(2) 運営体制の確立の方法	
① 施策の役割分担	
② 施策の推進体制	
ア 日光杉並木街道保護対策連絡協議会の見直し	
イ その他会議等	
(ア) 街道復元等検討会議	
(イ) 日光杉並木街道管理対策関係機関連絡会議	
(ウ) 緊急時の連絡体制	

第10章 施策の実施計画の策定・実施・評価

1 保存・活用に関する施策体系	120
2 施策の進行上の確認機能	122
(1) 各種施策のタイムスケジュールの作成	
(2) 各種施策の進行状況の確認	
3 保存活用計画の期間	122

資料編

(1) 日光杉並木街道の位置図	124
(2) 特別史跡・特別天然記念物日光杉並木街道保護対策連絡協議会設置要綱及び名簿	130
(3) 指定時の告示	132
(4) 保存活用計画要約版－役割分担表	135
(5) 日光杉並木街道保護並びに街道周辺の開発等制限に関わる各種法令一覧	143
(6) 年度別並木杉の総本数及び除籍本数	145
(7) 日光杉並木街道保護用地公有地化の実施状況	146
(8) 樹勢回復事業の実施状況～各工法の説明	147
(9) 樹勢衰退度の推移と保護対策の効果・検証について	152
(10) 名所・名物杉ガイド	163
(11) 絵図に描かれた名所等	184
(12) 日光杉並木街道災害時情報収集・伝達マニュアル	199
(13) 並木杉の倒木時等調査票（倒木時データ蓄積用）	200
(14) 歴史変遷（略年表）	201

日光杉並木街道保存活用計画

第1章 計画策定の沿革・目的

1 計画策定の沿革

近現代の経済社会の変化や国土開発などは、歴史的な文化財に大きな影響を及ぼしている。なかでも杉並木は、樹木それ自体の老齢化等に加え、街道沿線の無秩序な宅地造成等の開発事業や自動車交通の排気ガス・振動による悪影響により、年々衰弱していると言われてきた。これを受け、栃木県では、昭和49(1974)年12月に「特別史跡・特別天然記念物日光杉並木街道保護対策連絡協議会」を発足し、検討を進めた上で、最初の「日光杉並木街道保存管理計画」を昭和52(1977)年に策定した。この計画は、日光杉並木街道の適正な保存管理を達成するための長期間にわたる施策の基本方針を定めたものとなっている。しかし、この計画に基づき並木杉を取り巻く環境の整備を行うも、基本方針が主であったがゆえに施策等の具体性を欠いていたため、栃木県は、関係機関と各方面の学識経験者を加えた「日光杉並木街道保存管理計画策定委員会」を設置し、平成4(1992)年3月に『日光杉並木街道保存管理計画』（以下「保存管理計画」という。）を策定（平成8(1996)年8月及び平成13(2001)年2月に一部変更）した。その中で、計画そのものの方向性としては、樹勢回復を含む日光杉並木街道の保存管理の方策やバイパスの整備による交通体系のあり方等を示すとともに、「・・・計画内容を実施していく経過の中で杉並木を取り巻く環境や条件が刻々と変化する場合がある。そのため、管理計画の見直しの必要性が出てくることも考えられるが、当面この計画の見直し時期としては、日光杉並木街道周辺の環境に大きな変化のない限り、バイパスの整備や杉並木保護用地の公有化の進捗状況等を踏まえながら見直し時期を見極める。」とした。

この保存管理計画策定から約25年が経過する間、日光杉並木街道保護のため、各種樹勢回復事業に積極的に取り組んできたほか、街道内の通過車両減少のためのバイパス整備や樹根保護のための隣接地の公有地化が進展するなど、日光杉並木街道を取り巻く環境は、計画策定当時とは大きく変化してきている。

一方、周辺開発による樹根への影響や倒木等による被害への対応に加え、杉並木の更新・補植や街道復元構想の検討など、解決を要する問題は依然として残されたままの状況である。

このため、現状の課題等を改めて整理し、新たな保存・活用施策を講じていくこ

とが求められており、現状を踏まえて新たに保存活用計画を策定し、日光杉並木街道の保護と活用を計画的かつ効果的に展開していくこととした。

2 計画の目的

文化財保護行政においては、文化財の保存と活用の双方が共に重要な柱である。文化財の活用により、人々は文化財の魅力や価値を享受することができるが、その恩恵は、現在のみならず将来にわたり各世代の人々が同じように享受すべきものである。そのためには、文化財を計画的に維持管理し、適切な保存に努めることが必要である。

そうした中、我が国で唯一、国の特別史跡・特別天然記念物の二重指定を受けている「日光杉並木街道」を将来にわたり計画的に維持管理し、適切な保存に努めることは、並木杉の生育や街道の景観維持の観点から大変重要であるだけでなく、地域振興や観光等を通じた地域経済の活性化にも寄与していくものである。

今後は、第5章で述べる『日光杉並木街道保存活用計画』（以下「保存活用計画」という。）の基本方針に基づき、日光杉並木街道の保存と活用について、多様な関係機関と連携しながら、具体的な施策を展開することにより、文化財としての価値を一層高めるとともに、次世代、次々世代へと連綿と続く未来の世代へ確実に継承していくことを目的とする。

3 計画の策定経過

保存活用計画策定のために、平成28(2016)年度に「第3次日光杉並木街道保存管理計画策定委員会」及び「第3次日光杉並木街道保存管理計画策定ワーキンググループ」を設置し、意見交換を行った。また、日光杉並木街道の保護対策を総合的かつ計画的に推進するために「特別史跡・特別天然記念物日光杉並木街道保護対策連絡協議会」（資料編(2)参照)において協議を行い、新たな計画策定の承認を得た。

第3次日光杉並木街道保存管理計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 特別史跡及び特別天然記念物日光杉並木街道附並木寄進碑の保存管理計画策定に関して指導及び助言を得るため、第3次日光杉並木街道保存管理計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員7名以内で構成する。

2 委員は、史跡及び天然記念物の保存管理及び活用に関し、知識及び経験を有する者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から保存管理計画の策定が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、栃木県教育委員会事務局文化財課において行う。

(委員会の運営事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年9月5日から施行する。

2 この要綱の施行後、最初の委員会の招集は、第5条第1項の規定に関わらず、栃木県教育委員会教育長が行う。

3 この要綱は、保存管理計画の策定が完了した日に、その効力を失う。

第3次日光杉並木街道保存管理計画策定委員会名簿

【委員】（敬称略）

	氏名	所属名・役職名	専門分野	備考
1	青木 章彦	作新学院女子短期大学部教授	環境教育、植物	
2	加藤 俊夫	樹木医会栃木県支部長 H30 より支部顧問	植物（樹木医）	
3	谷本 丈夫	宇都宮大学名誉教授	植物（森林生態）	委員長
4	千田 孝明	日光市文化財保護審議会委員	地元有識者 歴史（郷土史）	
5	増淵 徹	京都橘大学教授	歴史（史跡保全）	副委員長
6	稲葉 尚正	日光東照宮権宮司		並木杉の所有者
7	川田 盛雄	日光市教育委員会事務局教育次長		地元自治体

【助言者】（敬称略）

	氏名	所属名・役職名	専門分野	備考
1	佐藤 正知	文化庁文化財部記念物課 主任文化財調査官	史跡部門	H28、H29
	浅野 啓介	文化庁文化財第二課文化財調査官	史跡部門	H30、R1
2	田中 厚志	文化庁文化財第二課文化財調査官	天然記念物部門	

【事務局】

栃木県教育委員会 事務局

教育次長 金田 繁夫（H28）、松崎 禎彦（H29、30）、辻 真夫（R1）

文化財課 課長 平野 裕（H28、29）、石川 明範（H30、R1）

〃 室長兼主幹 羽瀬 修（H28）、佐藤 光正（H29、30、R1）

〃 総括課長補佐 田中島 浩子（H28）、岡田 和広（H29、30、R1）

〃 係長 小田 昌博

〃 主査 武川 夏樹

〃 主事 大阿久 俊幸（H28、29）、江連 有加（H30）、正田 詩穂（R1）

〃 主事 羽山 賢二（H28、29）、増山 智（H30、R1）



保存管理計画策定委員会 会議の様子



保存管理計画策定委員会 現地調査の様子

第3次日光杉並木街道保存管理計画策定ワーキンググループ設置要領

第1 設 置

特別史跡・特別天然記念物日光杉並木街道の保護・管理・活用問題を総合的かつ個別的に研究討議し、日光杉並木街道保存管理計画の適切な見直しに資することを目的として、第3次日光杉並木街道保存管理計画策定ワーキンググループ（以下「計画策定WG」という。）を設置する。

第2 組 織

- 1 計画策定WGは、別表に掲げる構成機関の者で構成する。
- 2 計画策定WGに座長を置き、栃木県教育委員会事務局文化財課長の職にある者を充てる。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめ指名された構成員がその職務を代理する。

第3 会 議

- 1 計画策定WGの会議は、座長が招集し、会議の議事進行を行う。
- 2 座長は必要に応じ、構成員以外の者を会議に参加させることができる。

第4 事務局

- 1 計画策定WGの事務局は、栃木県教育委員会事務局文化財課杉並木保護担当に置く。
- 2 事務局は、会議の内容を取りまとめて、その成果を『第3次日光杉並木街道保存管理計画策定委員会』に報告するものとする。

第5 雑則

この要領に定めるもののほか、計画策定WGに関し必要な事項は座長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成28年11月1日から施行する。
- 2 この要領は、第3次日光杉並木街道保存管理計画の策定が完了した日に、その効力を失う。

別 表

構 成 機 関	
栃木県環境森林部	自然環境課
栃木県県土整備部	監理課
	道路整備課
	道路保全課
栃木県教育委員会事務局	総務課
	文化財課
日光市教育委員会事務局	文化財課
日光東照宮	総務部
公益財団法人 日光杉並木保護財団	

日光杉並木街道保存活用計画の策定経過

関連事業

平成 27(2015)年度～平成 30(2018)年度 「日光杉並木街道緊急調査事業」(委託)を国庫補助を活用し実施し、個々の並木杉の樹勢状況及び倒木の危険度判定を行うとともに、環境図を作成

策定経過

平成 28(2016)年 8 月 2 日 教育委員協議会において「日光杉並木街道保存管理計画の見直しについて」報告

平成 28(2016)年 9 月 5 日 「第 3 次日光杉並木街道保存管理計画策定委員会設置要綱」施行

平成 28(2016)年 9 月 30 日 「第 3 次日光杉並木街道保存管理計画策定委員会」委員として 7 名を委嘱

同日 第 1 回「第 3 次日光杉並木街道保存管理計画策定委員会」の開催
会 場 栃木県公館 中会議室
出席者 委員 7 名
事務局 8 名 計 15 名
議 題 (1) 委員長及び副委員長の選出について
(2) 日光杉並木街道保存管理計画の見直しについて
(3) 日光杉並木街道保存管理計画の概要と現状について
(4) 今後の検討の進め方について
(5) その他

平成 28(2016)年 11 月 1 日 「第 3 次日光杉並木街道保存管理計画策定ワーキンググループ (以下「WG」)」設置

平成 28(2016)年 11 月 28 日 「第 3 次日光杉並木街道保存管理計画策定WG (第 1 回)」の開催
会 場 栃木県庁 北別館 301 会議室
出席者 構成員 13 名 (随行等同席者含む)
事務局 5 名 計 18 名
議 題 (1) 日光杉並木街道保存管理計画の見直し及び検討の進め方について
(2) 現状における課題について
(3) その他

平成 28(2016)年 12 月 16 日 第 2 回「第 3 次日光杉並木街道保存管理計画策定委員会」の開催
会 場 日光市中央公民館 視聴覚室
出席者 委員 6 名
文化庁 1 名
事務局 7 名 計 14 名
議 題 (1) 現地調査について
日光杉並木街道 (瀬川地内)
(2) 現状における課題について
(3) その他

平成 29(2017)年 2 月 15 日 栃木県文化財保護審議会において「日光杉並木街道保存管理計画の見直しについて」報告

平成 29(2017)年 3 月 14 日 「第 3 次日光杉並木街道保存管理計画策定WG (第 2 回)」の開催
会 場 栃木県庁 北別館 203 会議室
出席者 構成員 12 名 (随行等同席者含む)
事務局 5 名 計 17 名
議 題 (1) 現状における課題への対応策について (範囲「杉並木の管理」)

(2) その他

平成 29(2017)年 6 月 29 日 「第 3 次日光杉並木街道保存管理計画策定WG (第 3 回) 及び日光杉並木街道管理対策関係機関連絡会議 (合同会議)」の開催

会 場 栃木県庁 北別館 303 会議室

出席者 WG 構成員 12 名
連絡会議構成機関 9 名
事務局 5 名 計 26 名

議 題 (1) 現状における課題への対策案について (範囲「安全対策」)
(2) その他

(平成 29(2017)年 8 月 1 日 「日光杉並木街道復元等検討会議」設置)

(平成 29(2017)年 9 月 7 日 「日光杉並木街道復元等検討会議」開催)

平成 29(2017)年 10 月 11 日 「第 3 次日光杉並木街道保存管理計画策定WG (第 4 回)」の開催

会 場 栃木県庁 北別館 203 会議室

出席者 構成員 13 名
事務局 4 名
調査等受託者 1 名 計 18 名

議 題 (1) これまでの検討課題及び対策まとめ
(2) その他

平成 29(2017)年 11 月 14 日 第 3 回「第 3 次日光杉並木街道保存管理計画策定委員会」の開催

会 場 栃木県庁 北別館 303 会議室

出席者 委員 5 名
文化庁 2 名
事務局 7 名
調査受託者 1 名 計 15 名

議 題 (1) これまでの検討内容について
(2) その他

平成 29(2017)年 12 月 15 日 「第 3 次日光杉並木街道保存管理計画策定WG (第 5 回)」の開催

会 場 栃木県庁 北別館 201 会議室

出席者 構成員 16 名 (オブザーバー含む)
事務局 5 名
調査等受託者 1 名 計 22 名

議 題 (1) 緊急調査結果概要について
(2) 樹勢回復事業、後継木対策、バイパス・側道整備について
(3) 日光杉並木街道保存活用計画骨子案について
(4) その他

平成 30(2018)年 1 月 12 日 第 4 回「第 3 次日光杉並木街道保存管理計画策定委員会」の開催

会 場 栃木県庁 北別館 303 会議室

出席者 委員 7 名
文化庁 1 名
事務局 8 名
調査受託者 1 名 計 17 名

議 題 (1) 緊急調査結果概要・検証等について
(2) 後継木対策について
(3) 保存活用計画骨子案について
(4) その他

平成 30(2018)年 1 月 23 日 「日光杉並木街道保護対策連絡協議会幹事会・担当者会」開催

会 場 栃木県庁 南別館教育委員室

出席者 幹事 14 名
担当者 13 名 計 27 名

議 題 (1) 日光杉並木街道保護対策事業の実績及び事業計画 (案) について

- (2) 日光杉並木街道保存活用計画の骨子案について
- (3) その他

平成 30(2018)年 1 月 30 日 栃木県文化財保護審議会において「日光杉並木街道保存活用計画骨子案について」報告

平成 30(2018)年 2 月 19 日 「日光杉並木街道保護対策連絡協議会委員会」開催

会 場 栃木県公館 中会議室

委員等 18 名

- 議 題 (1) 日光杉並木街道保護対策事業の実績及び事業計画（案）について
- (2) 日光杉並木街道保存活用計画の骨子案について
 - (3) その他

平成 30(2018)年 3 月 19 日 教育委員会 定例会において「日光杉並木街道保存活用計画骨子について」報告

[平成 30(2018)年 6 月 8 日 「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の公布（保存活用計画の国の認定・現状変更等に係る手続の弾力化など）]

平成 30(2018)年 6 月 22 日 「第 3 次日光杉並木街道保存管理計画策定WG（第 6 回）」の開催

会 場 栃木県庁 北別館 303 会議室

出席者 構成員 14 名

事務局 5 名

調査等受託者 1 名 計 20 名

- 議 題 (1) 保存活用計画第 1 次素案について
- (2) その他

平成 30(2018)年 9 月 4 日 第 5 回「第 3 次日光杉並木街道保存管理計画策定委員会」の開催

会 場 栃木県庁 北別館 201 会議室

出席者 委員 5 名

文化庁 1 名

事務局 6 名

調査受託者 1 名 計 13 名

- 議 題 (1) 保存活用計画第 1 次素案について
- (2) その他

[平成 31(2019)年 1 月 18 日 「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針（文化審議会）」]

平成 31(2019)年 2 月 22 日 「第 3 次日光杉並木街道保存管理計画策定WG（第 7 回）」の開催

会 場 栃木県庁 南別館教育委員室

出席者 構成員 14 名（うち代理 1 名）

事務局 5 名

調査等受託者 1 名 計 20 名

- 議 題 (1) 文化財保護法の一部改正及び今後の日程について
- (2) 保存活用計画第 2 次素案について
 - (3) その他

[平成 31(2019)年 3 月 4 日 「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針（文化庁）」]

平成 31(2019)年 3 月 18 日 第 6 回「第 3 次日光杉並木街道保存管理計画策定委員会」の開催（書面）

- 照 会 (1) 保存活用計画第 2 次素案についての意見集約

[平成 31(2019)年 4 月 1 日 「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の施行]

令和元(2019)年 5 月 24 日 「第 3 次日光杉並木街道保存管理計画策定WG (第 8 回)」の開催
会 場 栃木県庁 北別館 303 会議室
出席者 構成員 14 名
事務局 5 名
調査等受託者 1 名 計 20 名
議 題 (1) 保存活用計画最終素案について
(2) その他

令和元(2019)年 5 月 31 日 第 7 回「第 3 次日光杉並木街道保存管理計画策定委員会」の開催
会 場 栃木県庁 南別館教育委員室
出席者 委 員 4 名
事務局 7 名
調査受託者 1 名 計 12 名
議 題 (1) 保存活用計画最終素案について
(2) その他

令和元(2019)年 6 月 21 日 「日光杉並木街道保護対策連絡協議会幹事会・担当者会」開催
会 場 栃木県庁 南別館教育委員室
出席者 幹 事 13 名
担当者 15 名 計 28 名
議 題 (1) 日光杉並木街道保存活用計画の策定について
(2) その他

令和元(2019)年 7 月 2 日 教育委員協議会において「日光杉並木街道保存活用計画(案)について」報告

令和元(2019)年 7 月 23 日 栃木県文化財保護審議会において「日光杉並木街道保存活用計画(案)について」報告

令和元(2019)年 8 月 26 日「日光杉並木街道保護対策連絡協議会委員会」開催
会 場 栃木県公館 中会議室
委員等 14 名
議 題 (1) 日光杉並木街道保存活用計画の策定について
(2) その他

4 計画の位置づけ

管理団体である栃木県が、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 129 条の 2 第 1 項(※)の規定に基づき作成する。

※「史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。」

本計画と他の日光杉並木街道関連の計画は以下のとおりである。

また、栃木県や日光市等の多岐に策定されたその他の計画との関係を、12 ページ以降に示す。

日光杉並木街道関連の計画等体系図

≪第1次≫

日光杉並木街道保存管理計画（昭和52(1977)年3月策定）



見直し（施策・役割等の具体化）

≪第2次≫

日光杉並木街道保存管理計画（平成4(1992)年3月策定）
 → 一部変更（平成8(1996)年8月）
 日光杉並木保護財団の設立と財団の役割の追加
 → 一部変更（平成13(2001)年2月）
 国から市への現状変更許可権限の一部移譲



全面見直し（施策等の見直し）・法定化

≪第3次≫

日光杉並木街道保存活用計画（令和元(2019)年8月策定） **本計画**



○その他の並木関連計画と本計画の**施策体系**（121ページ）との関係

【 】は施策体系の項目

【樹勢回復事業の展開】

日光杉並木樹勢回復事業計画
 (1期:平成14(2002)年、2期:平成18(2006)年、3期:平成23(2011)年策定)
 概ね実施済み



次期計画

(仮)日光杉並木樹勢回復事業実施計画
 (今後策定予定)

【保護用地の整備活用】

日光杉並木街道保護用地整備構想
 (平成15年(2003)年2月策定)
 構想 未実施



整備計画

(仮)日光杉並木街道保護用地整備計画
 (今後策定予定)

【計画的追加指定

(公有地化)の実施】

(仮)日光杉並木街道公有地化実施計画
 (今後策定予定)

【街道復元構想】

(仮)日光杉並木街道復元整備計画
 (今後策定予定)

【後継木対策】

(仮)補植事業実施計画
 (今後策定予定)

その他の計画との関係

計画名	策定年月	計画期間	策定機関
内 容			

栃木県重点戦略 とちぎ元気発信プラン	平成 28(2016)年 2 月	平成 28 年度を初年度とする平成 32 年度までの 5 年間	栃木県
<p>【第 1 部】 めざすとちぎの姿／I 時代の潮流／5 地域の魅力</p> <p>本県は、(略) 豊かな自然に恵まれています。また、世界遺産「日光の社寺」、並木道として世界最長で国の特別史跡・特別天然記念物となっている「日光杉並木街道」、我が国最古の総合大学「史跡 足利学校」などに見られるように、本県は古くから文化の中心地の一つとして栄えてきました。(略) 今後、本県の魅力・実力を国内外に向けて効果的に発信し、地域活性化やブランド力の向上を図る必要があります。また、本県の<u>貴重な自然、歴史、文化</u>を県民共有の財産として、未来に引き継いでいくことも重要です。</p> <p>【第 2 部】 将来像の実現に向けたとちぎづくり／IV 重点戦略 5 誇れる地域づくり戦略～豊かな自然・伝統文化を次代に引き継ぎ、人を惹きつける「とちぎ」を目指して～／プロジェクト展開の基本的方向 3 とちぎの誇りプロジェクト</p> <p>(略) <u>様々な地域資源をさらに磨き上げ、本県の魅力・実力を国内外に発信するとともに、若い世代の“ふるさと”とちぎの魅力に対する理解を深めることにより、とちぎへの愛着や誇りの醸成とブランド力の向上に取り組みます。</u></p>			

栃木県環境基本計画 守り、育て、活かす、環境立県とちぎ	平成 28(2016)年 3 月	おおむね 10 年後を展望した上で、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 か年間	栃木県
<p>第 3 章 施策の展開／3 豊かで誇れる自然を次代に引き継ぐ社会づくり(自然共生社会の構築)／(4) 良好な景観の保全と創造／具体的な施策④ 歴史的・文化的景観の保全</p> <p>○県内に存する歴史的な街並み、建造物、史跡、庭園、樹木等の景観の保全・復元</p> <p>○日光杉並木街道の保護のためのバイパス整備、旧街道の復元検討、保護用地公有化、オーナー制度活用による樹勢回復事業等の推進</p> <p>(以下省略)</p>			

県土づくりプラン 2016	平成 28(2016)年 3 月	平成 28 年度から 32 年度	栃木県 県土整備部
<p>第 2 部 県土づくりの重点取組／第 3 章 主要テーマⅢ 魅力／重点目標(8) 人が訪れ地域が賑わう魅力あふれるとちぎづくりを進めます！／重点施策⑳ 地域資源を活かした「観光拠点の創出」の支援</p> <p>ア現状・課題 本県は、豊かな自然環境や景観、歴史・文化など豊富な地域資源を有しており、これらを最大限活かした地域づくりが求められている状況→地域資源を活かした観光拠点を創出するため、<u>貴重な文化遺産等の保全や活用を支える道路整備等に取り組んでいくことが必要。</u>(杉並木は世界に誇る「郷土のシンボル」)</p> <p>イ 取組内容 (a) <u>日光杉並木街道</u>の保全や利活用に向けた取組を推進します</p> <p>ウ 成果指標 (7) <u>日光杉並木</u>街道復元にむけた検討・整備を実施する延長</p> <p style="text-align: center;">基準年次 (H27) 2.5km ⇒ <u>目標年次 (H32) 5.6km</u></p>			

日光都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	平成 28(2016)年 3 月	都市づくりの基本理念、将来の都市構造については平成 42 年を想定し、土地利用、都市施設などの決定の方針については、平成 32 年を目標年次として作成	栃木県
<p>1. 都市計画の目標／1-2 本区域の現状及び課題／(4) 本都市計画区域の課題／④ 魅力や強みを活かした都市づくり</p> <p>本区域に広がる日光国立公園の山岳地帯の山林や鬼怒川、大谷川などの緑・水といった豊かな自然環境や日光の社寺、日光杉並木街道、鬼怒川、川治温泉などの<u>恵まれた地域資源を活かし、人と自然環境が共生した都市づくりが課題</u>となっています。(以下省略)</p> <p>1. / 1-3 都市づくりの基本理念／(4) 地域の魅力や強みを活かした都市づくり</p> <p>日光の社寺、日光杉並木、日光田母沢御用邸記念公園、鬼怒川・川治温泉をはじめ、<u>地域の有する歴史・文化などの貴重な資源を活用しながら、個性的で魅力ある国際観光都市づくりを進めていきます。</u>(以下省略)</p> <p>3. 主要な都市計画の決定の方針／3-1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針／(3) 土地利用の方針／④ 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針</p> <p>本区域は、日光国立公園や日光杉並木街道、大谷川流域の優良な緑地、所野地区の良好な風致、鬼怒川流域における河畔景観、龍王峡に代表される溪谷など<u>緑豊かな区域</u>です。<u>これら都市内の緑は、人に安らぎを与え、都市の活性化を促す重要な資源でもあることから、これ</u></p>			

らの保全に努めるとともに有効な整備・活用を図ります。

3. / 3-4 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針 / (2) 主要な緑地の配置方針 / ① 環境保全系統

○**日光杉並木**などの歴史・文化として重要な役割をもつ緑地の保全に努めます。

(以下省略)

3. / 3-4 / (2) / ④ 景観構成系統

○**日光杉並木**やその周辺に分布する森林、鬼怒川、大谷川などの特色ある水と緑を守り、本区域における景観の軸となる緑地などの保全に努めます。

(以下省略)

3. / 3-4 / (3) 実現のための具体の都市計画制度の方針 / ② 風致地区などの指定目標及び指定方針

(略) また、**日光杉並木街道**周辺については緑地保全地域の指定を検討します。(以下省略)

4. 本区域における都市づくりの実現に向けて / 4-2 都市づくりの実現化方策 / (4) 地域の魅力や強みを活かした都市づくり / ② 地域資源を活かした観光の振興

男体山や中禅寺湖を擁する日光国立公園などの豊かな自然環境や、世界遺産に登録された日光の社寺、**特別天然記念物と特別史跡の二重指定を受けている日光杉並木街道**、鬼怒川・川治などの豊富な温泉資源などの観光資源を活用しながら、県内外との交流人口を増加させ、地域の魅力や活力を高めていきます。

新市建設計画	平成 26(2014)年 3月 変更	合併年度とこれに続く 15年間 ※平成 32 年度まで	日光市
第 2 章 2 市 2 町 1 村の概況 / 1 2 市 2 町 1 村の現況 / (5) 産業 / 観光			
2 市 2 町 1 村の区域は、世界に類のない日光国立公園の豊かな自然環境や、世界遺産にも登録された「日光の社寺」、 杉並木街道 などの歴史的・文化的遺産、鬼怒川、川治、湯西川、川俣、日光湯元などの温泉資源、銅山観光などの観光資源に恵まれ、観光が重要な産業として発展してきました。(以下省略)			
第 2 章 / 3 まちづくりの主要課題 / (2) 魅力ある観光と活力にあふれた産業の振興			
(略) 新市の主要産業である観光業については、日光国立公園の豊かな自然環境や、世界遺産に登録された「日光の社寺」、 杉並木街道 などの歴史的・文化的遺産、(略) など、豊富で多彩な観光資源に恵まれ、我が国を代表する観光・リゾート地域として親しまれてきました			

が、近年、人々の価値観・ライフスタイルの多様化、景気の低迷などによる旅行形態の変化の下で、観光入り込み客数は、年々、減少しています。(以下省略)

第4章 まちづくりの基本方針／1 新市の将来像《四季の彩りに 風薫るひかりの郷》

風薫る 高原の楓、豊かな湯けむり、田園の稲穂を揺らす自然の風と、世界遺産に登録された「日光の社寺」や往時をしのぶ杉並木街道、それぞれの地域で培われてきた郷土芸能や伝統行事などの古(いにしえ)の風が薫るまちであること。また、交流を風に例え、古くからこの地域が日光街道や会津西街道などで強い結びつきを持っていたこと。(略) いわば、交流の原点であったまちであることを誇りに、国際化や情報化に向けた新しい風を起こしていくことも表しています。

第5章 まちづくりの基本施策／基本方針1 豊かなところと文化を育む／■歴史的・文化的遺産の継承保存・活用

世界遺産に登録された「日光の社寺」や国の特別史跡・特別天然記念物である「日光杉並木街道」などの指定文化財や、各地に点在するさまざまな民俗文化財などを後世に引き継いでいくため、保存修理や防災対策など、関係機関と連携した保護対策に取り組むとともに、保護や伝承に関する意識の高揚を図ります。また、これらの歴史的・文化的遺産は地域の貴重な観光資源でもあることから、インターネットなどを活用した情報の提供に努めます。

第5章 /基本方針3 魅力と活力にあふれた産業を伸ばす／■観光の振興

(略)、「日光の社寺」や「杉並木街道」などの歴史的・文化的遺産、(略)など、豊富で多彩な観光資源の知名度を活かし、国際観光地域として効果的なPRに努め、よりグレードの高い観光地づくりを推進します。(以下省略)

第6章 重点プロジェクト／【暮らし・環境】／1 笑顔で暮らそう“ゆうゆう”プロジェクト／(4) 歴史的・文化的遺産、自然環境・景観の保全／【主な取組】

- ・「日光の社寺」「日光杉並木街道」など歴史的・文化的遺産の保全
- ・(以下省略)

日光市景観計画	平成26(2014)年4月 一部変更		日光市
---------	-----------------------	--	-----

序章／2. 日光市の景観特性／(2) 平地区域／③ 杉並木ゾーン

このゾーンは(略)文化財保護法などに基づく杉並木の保全地域です。(略)街道沿いに杉の巨木が立ち並ぶ荘厳な木立のトンネルは、聖域である「日光の社寺」へと誘うゲート空間として軸となる景観を形成しているとともに、有り余る存在感を醸し出しています。なお、

日光杉並木は、日本で唯一、特別史跡と特別天然記念物の二重指定を受ける貴重な文化遺産であり、世界一長い並木道としてギネスブックにも載っています。

第2章 良好な景観の形成に関する方針／1. 景観に対しての基本姿勢

日光市の景観においては、世界遺産に代表される「日光の社寺」や**日本で唯一、特別史跡と特別天然記念物の二重指定を受ける「日光杉並木」**などの後世に伝えるべき「歴史・文化」や、その歴史・文化を培ってきた舞台であり、背景でもある日光連山、足尾山地、大谷川や鬼怒川などの「自然環境」が景観の基盤になっています。さらに、「来訪者は日光市に何を求めて訪れるのか？」という点、「**日光杉並木**や世界遺産に代表される歴史的な文化」や「奥日光などの豊かな自然環境」を観るためであることは疑いようがありません。(略)「五感(観・聴・香・触・味)」で景(けしき)を体感することで、「景観(観るけしき)」から「景感(こころに感じるけしき)」に変わります。(略)以上から、日光における景観に対しての基本姿勢として以下のとおり定めます。

- 歴史・文化や自然環境を活かした景観づくり
- 観るけしきから感じるけしきづくり

日光市環境基本計画	平成 22(2010)年 2月	平成 22年度を初年度とし、平成 31年度の10年間	日光市
<p>基本編／II 計画の目標／1 日光らしさ／多彩な環境資源と豊かなふれあい</p> <p>(略) 世界遺産「日光の社寺」や日本の近代化・産業化と公害対策の起点「足尾銅山」、国特別史跡・特別天然記念物「日光杉並木街道」など、世界に誇る歴史文化遺産に恵まれています。(略) <u>こうした多彩で豊かな環境資源を組み合わせ、活用することにより、多様な交流を展開し、地域の活性化を図ることが期待できます。</u></p> <p>推進編／I 環境施策の体系</p> <p>目指すべき環境像 未来につなぐ環境交流都市・日光／1 かけがえのない環境を守り育むまち(自然との共生)／(5) 自然との共生の知恵・歴史文化の保全と継承</p> <p>世界遺産「日光の社寺」や「日光杉並木街道」、「足尾銅山」等<u>歴史文化の保全と継承に努めます。</u></p> <p>推進編／II 環境保全等への取り組みの展開／1 かけがえのない環境を守り育むまち</p> <p>現状 日光市は、(略)面積の約半分が日光国立公園で、(略) 国の特別史跡・特別天然記念物「日光杉並木街道」、(略)をはじめとした多様な観光資源を持っています。</p> <p>主な環境課題 (略)世界に誇れる歴史文化遺産、(略)など、かけがえのない環境を守り</p>			

育み、環境資源として適切に活用しながら、より良好な状態で将来世代に引き継いでいくことが、当市の持続的発展に向けた課題といえます。

○世界遺産「日光の社寺」や国特別史跡・特別天然記念物「日光杉並木街道」、「足尾銅山の産業遺産」などかけがえのない歴史文化遺産の保護と継承

推進編／Ⅱ／1／2) 環境施策の展開／(5) 自然との共生の知恵・歴史文化の保全と継承／歴史文化遺産の保護と継承

○世界遺産「日光の社寺」、国特別史跡・特別天然記念物「日光杉並木街道」などの歴史文化遺産の保護・管理をはじめ、周辺環境の保全に努めます。

推進編／Ⅱ／3 快適で安心して暮らせるまち／2) 環境施策の展開／(2) 良好な生活環境の保全／良好な大気環境の保全

○世界遺産「日光の社寺」、国特別史跡・特別天然記念物「日光杉並木街道」など歴史文化遺産の保護・保全に向けた自動車排出ガス対策や酸性雨対策などの検討と調査を進めます。

配慮編／Ⅰ 主体別環境配慮(行動)指針／1 市民等(市民団体を含む)の環境配慮(行動)指針／1) 市民一人ひとりが進める環境への配慮／(5) 自然保護

目標 一人ひとりが、地域の優れた自然や歴史文化について学び・ふれあい、地域固有の限りある資源として、積極的な環境保全活動に参加・協力していきましょう。

○世界遺産「日光の社寺」、国特別史跡・特別天然記念物「日光杉並木街道」など歴史文化遺産の保護・管理に協力しましょう。

配慮編／Ⅰ／3 滞在者の環境配慮(行動)指針／1) 滞在者(観光・旅行者、研修・ふれあい体験者、滞在や通過する人々)の環境配慮(行動)

目標 地域の優れた自然や歴史文化を享受するための責務を共有し、一人ひとりが滞在中に環境への負荷の低減に努めましょう。

指標 自然保護(これから努力すべきこと)

○世界遺産「日光の社寺」、国特別史跡・特別天然記念物「日光杉並木街道」など歴史文化遺産の保護・管理に協力しましょう。

日光市観光振興計画	平成 30(2018)年 3 月 改定	平成 32 年度まで	日光市
第 4 章 観光の現状と課題／4 観光事業者等から見た日光市の観光／【観光関連業界(市内の宿泊・施設・飲食・物販事業・ガイド等)の視点から】			
◎誘客に関して(の意見) (略)・ <u>日光杉並木</u> を活かしては(どうか)。			

(以下省略)			
日光市スポーツ推進計画	平成 28(2016)年 3 月	平成 28 年度を初年度とし、平成 37 年度を目標年度とする 10 年計画	日光市 教育委員会
<p>第 2 部 スポーツの推進／第 1 章 生涯スポーツの推進／第 3 節 スポーツによる国内・国際交流の促進</p> <p>本市では、全国各地から参加者を迎え交流を図る「<u>日光杉並木</u>マラソン大会」、(略)など全国規模の大会を継続して開催しています。(略) <u>スポーツによる国内外の交流を通して豊かな心を育みます。</u></p>			

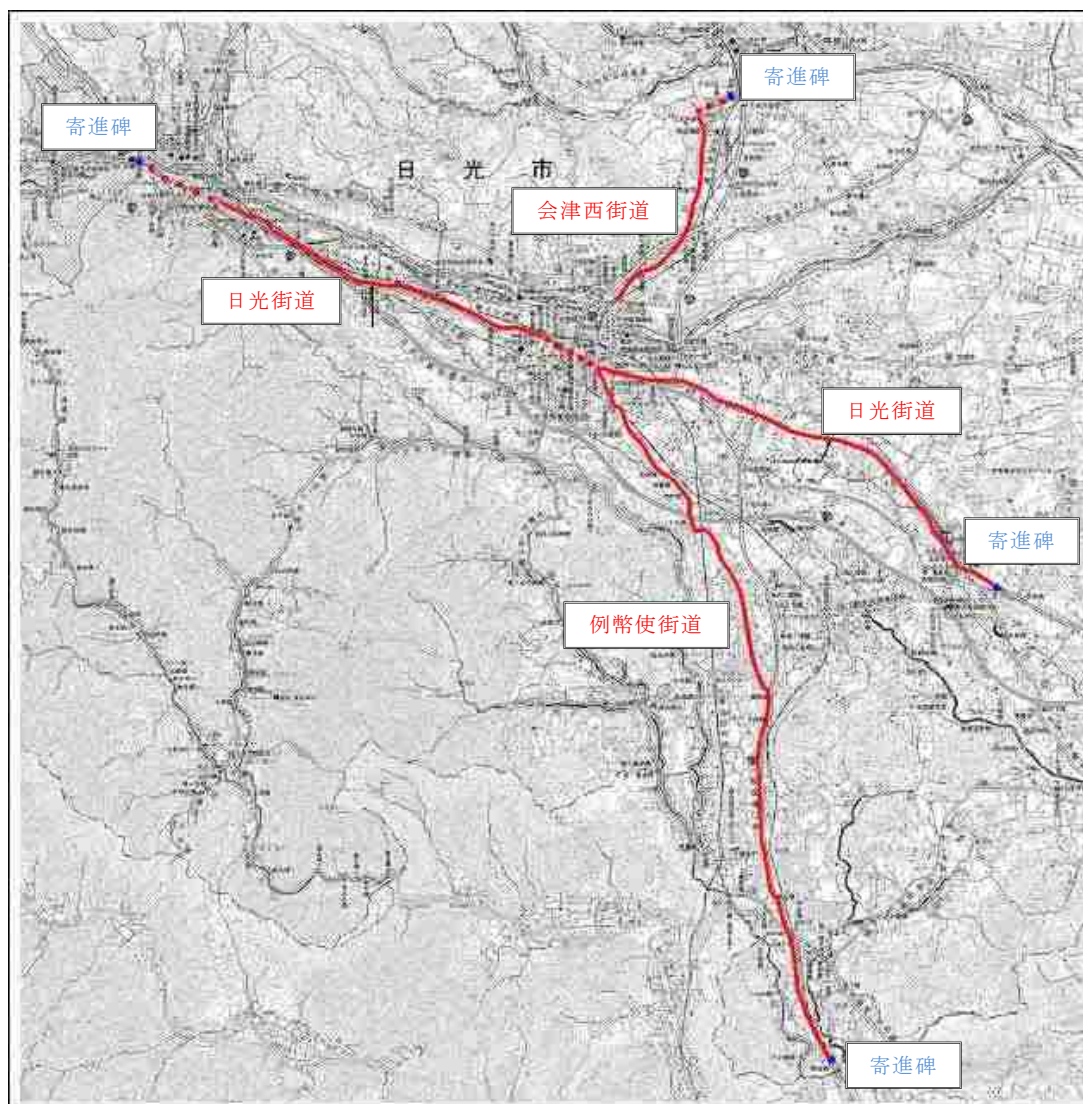
日光市地域防災計画	平成 30 (2018) 年 修正		日光市 防災会議
<p>第 3 編 風水害等対策編／第 2 章 予防／第 25 節 倒木災害予防対策</p> <p>台風や春一番などの強風発生時における<u>日光杉並木</u>の倒木災害を防止するため、市教育委員会は、県教育委員会、国等と連携して、平常時から災害予防対策に努める。</p> <p>第 3 編 / 第 2 章 / 第 25 節 / 第 1 現状と課題 (略)</p> <p>第 3 編 / 第 2 章 / 第 25 節 / 第 2 倒木予防対策の推進 / 1 <u>杉並木</u>の保存</p> <p>市教育委員会は、県と連携し、<u>日光杉並木</u>の保護に努める。また、重要な文化財である<u>日光杉並木</u>に対する市民の理解が深まるよう知識の普及啓発に努めるとともに、<u>日光杉並木</u>の保護活動を推進する団体の各種事業の周知や保護活動への参加促進などを行う。</p> <p>第 3 編 / 第 2 章 / 第 25 節 / 第 2 / 2 倒木災害予防対策</p> <p>(1) <u>市教育委員会は県教育委員会と連携し、<u>杉並木</u>の状況の把握に努める。</u></p> <p>(2) <u>市教育委員会は、文化財である杉並木の倒木災害による被害を防ぐため、強風注意報や暴風警報などの防災気象情報が発表された場合には、沿道沿いの通行を控えるよう市民に周知する。また、当地は観光名所になっているため、観光協会や宿泊施設等を通じて、観光客への注意喚起に努める。</u></p> <p>第 3 編 / 第 2 章 / 第 25 節 / 第 3 倒木災害の体制整備</p> <p><u>市教育委員会は、県教育委員会と連携を図り、速やかに被害状況の把握に努めるとともに、道路管理者が速やかに倒木の除去等の措置が行えるよう体制の整備に努める。</u></p>			

日光市国土強靱化地域計画	平成 30 (2018)年 3 月	平成 30 年度を初年度とする平成 32 年度までの 3 年間	日光市
<p>リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態） 9-2 日光杉並木の倒木による被害の発生／（日光杉並木の倒木対策）</p> <p>・日光杉並木街道管理対策関係機関との連絡を密にし、災害発生時には、所有者である日光東照宮、管理団体である栃木県との連携を図る必要がある。</p> <p>《主な取組》・杉並木パトロール</p> <p>指標 杉並木パトロール回数 現状値(H28) 6 回/年 → <u>目標値(H32)10 回/年</u></p>			

5 計画の対象区域及び計画の実施

保存活用計画の対象とする区域は、以下のとおりである。

なお、保存活用計画は、令和元(2019)年9月から実施する。



拡大図を資料編(1)に掲載

第2章 日光杉並木街道^{つげたり} 附 並木寄進碑の概要

1 日光杉並木街道の歴史

日光杉並木街道の歴史については、平成4(1992)年3月に策定した保存管理計画の中で、「日光杉並木街道に関する歴史的考察」として当時の計画策定委員会副委員長であった、歴史・交通史の専門である丸山雍成氏(当時九州大学文学部附属九州文化史研究施設長、教授)による執筆がより詳細であり、日光杉並木街道の歴史を知る上での良い資料であることから、初めにその原文を掲載し、次にそれ以降に公表された文献や資料を主体に新たな情報を補足することとした。

「日光杉並木街道に関する歴史的考察」－丸山雍成一

(日光杉並木街道保存管理計画(平成4(1992)年3月策定)から転載)

(1) 日光東照宮の成立と日光社参の創始

元和2(1616)年4月17日、徳川家康が駿府城で75歳の生涯を終えると、この霊柩は即夜、駿府久能山の仮殿に遷座され、翌3(1617)年2月21日に朝廷から東照宮大権現の神号が勅賜され、3月9日正一位に叙せられた。また、家康の遺命により、同月15日神霊は久能山を発し、下野日光山にむかい、小田原・中原・府中・川越・忍・館林・佐野・鹿沼・今市経由で4月4日に日光到着、奥院に安置された。そして、前年末に始まり3月に造営が竣工した下野東照社の正遷宮と、その法会が將軍徳川秀忠参詣のもと4月17・18日に執行された。

この下野東照社の正遷宮後、20年に近い寛永11(1634)年11月、將軍徳川家光は巨費を投じてその造替えに着手し(『大猷院殿御実紀』等の寛永元(1624)年着手説は誤り)、同13(1636)年5月まで僅か1年7カ月の短時日をもって、日本近世建築の粹ともいえる豪華にして荘厳・華麗な新社殿を大造営した。諸大名らの寄進もこれに拍車をかけたといつてよい。これ以外にも、家光は、18・20年に奥院の石宝塔・相輪櫓の造立や公儀御殿の移築、正保2(1645)年に東照本社背後の石垣普請、翌3(1646)年と慶安3(1650)年に間瑞垣・石垣・神橋(山菅橋)の修理、日光御殿の改造などをおこなわせた。この間、朝廷は正保2(1645)年11月3日、下野東照社に対して宮号を宣下したが、翌3(1646)年3月には幣帛を奉獻する臨時の勅使を發遣した。以後これが例年続けられ、日光例幣使の端緒となった。

こうして日光東照宮は、徳川家最大の廟所として尊崇され、將軍家をはじめ大名・高家や公家、さらに一般庶民などが多く参詣するようになった。このうち、最も規

模の大きいのが将軍の社参である。これは家康の忌日に東照宮で執行される4月大祭に、将軍自ら霊廟に参詣するものであって、先の元和3(1617)年の将軍秀忠の例が最初で、以後、天保14(1843)年の12代将軍家慶による最後の参詣まで19回におよぶ。その内訳は、秀忠－4回、家光－10回、家綱－2回、吉宗・家治・家慶一各1回で、秀忠・家光の時代は約2年に1回であるのに対し、家綱～家慶の時代は約40年に1回と間隔が大きい。

当初は社参も簡略だったが、寛永の大造営を契機として非常な盛儀となり、幕府財政を圧迫する一因ともなった。安永5(1776)年の場合など、「大勢之御供、江戸より日光迄人馬一続きに相成、扱々夥敷事言語ニ及不申候」（『日光御供記』）という状況で、宿駅・助郷人馬の徴発は関東8カ国におよんでいる。

将軍の日光社参は、幕府の政治を揺るがすような事件があった時、東照大権現への復帰という名目で幕藩体制の引き締めのために実施された。一方、朝鮮通信使や琉球慶賀使らを日光東照宮に参詣させ、また長崎出島のオランダ商館長よりシャンデリアや灯架などの献納を受けたりしているが、これは将軍の恩威が海外辺土におよび、日光山の東照大権現の神威を荘厳なものとするのに大きな役割を果たした。

（2）日光社参の道筋と宿駅

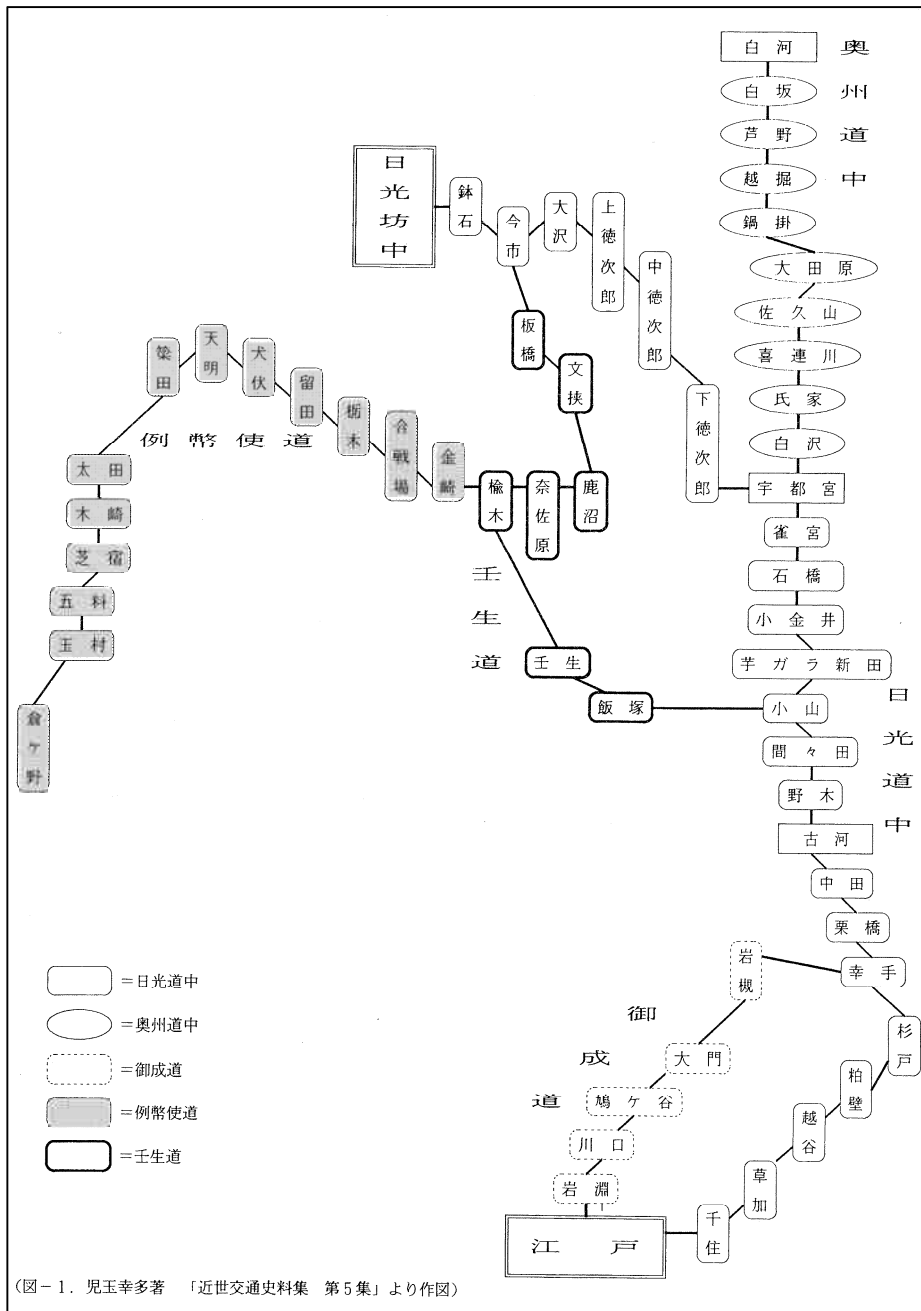
日光社参時の将軍秀忠・家光の江戸～日光山の行程をみると、元和3(1617)年の秀忠の場合、往路は江戸城を発駕して岩槻・古河・宇都宮に宿泊し、日光山に到着、帰路は壬生経由で帰府した。彼は、その後は帰路を宇都宮または壬生経由としている。寛永5(1628)年の家光の場合、往路を岩槻・壬生・宇都宮泊まりとし、その後は秀忠のそれに近い行程である。これによると、将軍秀忠・家光は、往路は(a)日光御成道(岩淵～岩槻)から(b)日光道中(うち幸手～鉢石)経由で日光山に到るか、または(c)日光道中(うち幸手～小山)から(d)壬生通り(飯塚～板橋)経由で再び(e)日光道中(うち今市～鉢石)に合流するかの2コースをとり、帰路は(e)→(d)→(c)→(a)コースが多く、日光道中の千住～杉戸間のコースは将軍自身の参詣道にはあまり利用されていない。

将軍の日光社参は圧倒的多くの諸大名を随行させるため、上記の日光御成街道や日光道中・壬生通り以外にも、中山道経由の日光例幣使道の利用があった。また、日光山輪王寺門跡は、江戸上野の東叡山寛永寺を兼掌する門主として年3回日光山～江戸を往復し、日光例幣使も年1回ながら重要な通行であるが、日光奉行関係の役人や、慶安5(1652)年以降の八王子千人同心による火の番勤務のための例年の往

復なども、これら街道筋の発展・整備に大きな影響があった。こうして五街道の一つ日光道中と、その附属街道である日光御成道・壬生通り・日光例幣使道などが本格的に形成されたのである。

日光社参の途中、将軍は往路は岩槻・古河・宇都宮、または壬生の各城に宿泊（計3泊4日）した後、日光山の公儀御殿（輪王寺本坊・光明院・座禅院の各跡地に順次建立）に入ることが多いが、それ以外の宿駅でも適宜、御殿（古河・小山・小金井・鹿沼・大沢・今市など）や御茶屋（雀宮・楡木・文挟など）その他を建てて休泊することがあった。一方、諸大名らは、宿駅の本陣や寺院、日光山では院などを宿坊とした。

日光社参では将軍以下、諸大名の大行列とその貨客運搬のための歴大な宿駅・助郷人馬が集中するところから、道橋の破損、宿駅の混雑は甚だしく、その対策には特に意が払われた。幕府は慶安元(1648)年の社参法度で、町中の道路の砂敷と平坦化を、翌2(1649)年には参宮道筋への海砂・浅草砂の用意を指示し、享保13(1728)年には道筋町家前への水桶配置と家屋・木戸の破損修繕を命じている。橋梁も、利根川の房川渡しの船頭以下、細かに指示し、宿駅では道中入用の諸道具、草履以下わらじに至るまで、平常より高値で売ることを禁じる一方、寛政5(1793)年・同9(1797)年には、日光神領などの街道で旅人から銭を貰い、応じぬ者には何かと難題をふきかけ、通行の難儀となるのを制している。



(図-1. 児玉幸多著 「近世交通史料集 第5集」より作図)

(3) 日光杉並木街道の生成とその保存維持策

並木は古代律令制下にも存在したが、その復活は中世末期である。近世に入ると、慶長9(1604)年将軍秀忠が諸街道の改修の際、一里塚とともに並木を植えさせ、以来その補植保護政策は幕末まで続いた。日光杉並木の初植は中世後期、文明8(1476)年に日光山監守・権別当となり座禅院に住んだ東円坊昌源だとする説もあるが、本格的な植樹は寛永2(1625)年頃に着手し慶安元(1648)年4月頃に完成させた、松平(大河内)右衛門大夫正綱によるものである。

松平正綱は、元和2(1616)年の下野東照社の造営に際して、鹿沼町通りの町立て、壬生通りの街道整備を推進した大河内秀綱の次男である。15歳にして長沢松平家に養子となるが、駿府の家康のもと近習出頭人、後の勘定奉行にあたる職務についた。同4(1618)年の東海道箱根宿の起立を担当し、同じく箱根芦ノ湖畔に残る杉並木は彼の植樹によるものだという。家康の没後は、その久能山埋葬と日光山移遷に供奉し、寛永2(1625)年には相模甘縄城主(鎌倉市)として禄高2万2100石余を拝領した。その後、同5(1628)年には大御所秀忠の日光社参に供奉し、同9(1632)年には朝鮮通信使の日光参詣時の諸事を沙汰し、同15(1638)年の日光山火災後の復興、同17(1640)年の家光の先途役、同18(1641)年の日光東照宮廟塔再建の奉行役、同19(1642)年の家光社参の先途役、同20(1643)年の日光山相輪櫓の普請役、正保2(1645)年の地震後の上使、東照宮号宣下の勅使接待、同4(1647)年からの家康33回忌法会の準備、日光奉幣使の接待など、日光山との関係はきわめて深く、慶安元(1648)年の上記の法会に日光山で諸事を取りしきった後、73歳で没した。

その間、おそらく正綱は、寛永13(1636)年の下野東照社の造替え正遷宮を念頭におき、これに先んじて杉並木の植樹を始めたのであろう。その結果は、將軍家光を頂点とする幕府の権威が最高潮に達し、江戸城を老中松平信綱(正綱の甥)に預けた家光の日光靈廟への荘厳な行粧を待ち迎える若杉の列へと生長していた。『寛政重修諸家譜』巻255は、

正綱、台徳院殿・大猷院殿の御代、日光御宮造営ならびに祭礼法会等の事つねにこれにあづかり、彼地に往来する事をよそ二十四年、そのあひだ下野国鹿沼・宇都宮をよび奥国に往還の駅路をのをの三里余、路辺の左右ならびに山中十四里のあひだ、所々に杉をうへて日光山に寄附したてまつり、数年の間其木おほいに繁茂せり。と記している。正綱は、この植杉に心を尽くしたことから、石に彫って永久に伝えたいと、慶安元(1648)年4月その碑文を林道春(羅山)に乞い、文章はできたが完成をみる前に死去した。そこで、子の正信がその志を継いで、並木の起点の4カ所に建碑した。

すなわち、日光山入口の神橋(山菅橋)脇の親標と、日光道中大沢宿南、壬生通り小倉村入口及び会津西街道大桑宿東北端の各境標、合計4基の「並木寄進碑」がこれである。このうち、神橋脇の親標碑文を次に示す(他の境標は文言若干異なるも、内容は同じ)。

自下野国日光山山菅橋、至同国都賀郡小倉村・同国
河内郡大沢村・同国同郡大桑村、歴二十餘年、植杉於
路辺左右并山中十餘里、以奉寄進

東照宮、

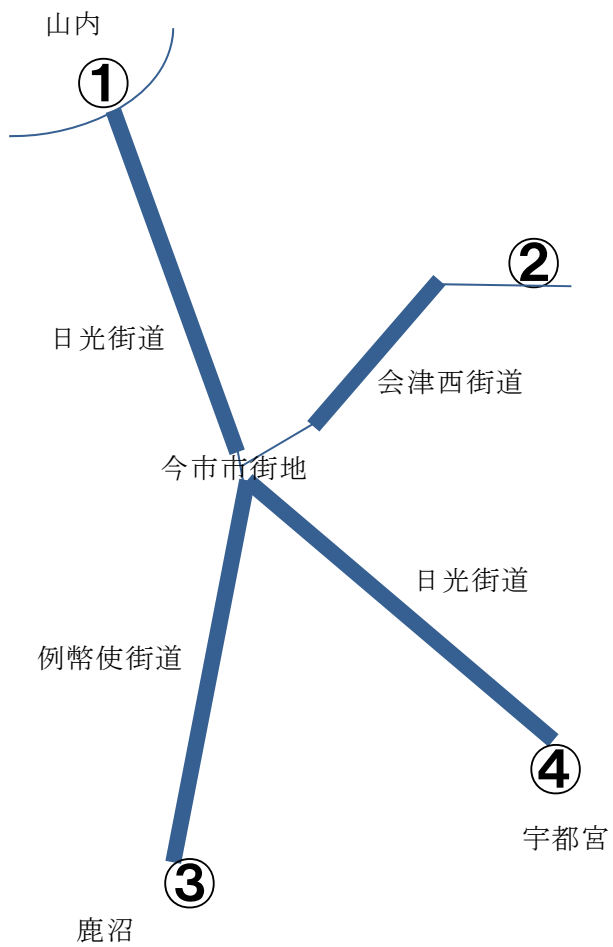
慶安元年戊子四月十七日 従五位下松平右衛門大夫源正綱

このうち大桑村の分は、享保8(1723)年と幕末期の水害により再度流失、子の年
(嘉永5(1852)年か元治元(1864)年) 現在地に建立したものという。

並木寄進碑 (写真はこの保存活用計画のために撮り直したもの)



① 日光市神橋付近の並木寄進碑文 (山内)



②会津西街道の並木寄進碑（大桑）



③例幣使街道の並木寄進碑（小倉）



④日光街道の並木寄進碑（大沢）

大河内家譜によれば、正信も正綱の植杉の行為を継承し、家臣を日光の地に遣わし、百姓に金をあてて3、4カ年間、新規に諸所で植杉を行っている。日光杉並木の植生は、まことに正綱・正信親子相承の歴史的事業によるものといわねばならない。この植杉の苗木については、紀州熊野杉の種子や幼苗の移植説、仙台藩その他からの移送説、地元苗木説などがあるが、『東照宮案内記』のいう当時の植杉数20余万本を事実とすれば、並木杉の相当部分は地杉とみるべきであろう。

こうした杉並木の管理体制については承応2(1653)年4月、梶定良が日光守護(日光目代)になるまでの数ヵ月間は、日光東照宮自体が輪王寺の所管であったが、元禄13(1700)年の日光奉行の設定以降その保護管理下におかれた。そこでは、杉の枯損木・根返りは、地元の村役人の届け出があれば、輪王寺と日光奉行の立会い実地検分のもと伐採処分が許可されているが、これは幕府の施策に準ずるものである。幕府の触達は、路傍の樹木抵触や道の両端歩行の禁止にはじまり、享保11(1726)年の新田検地条目では並木際の田畑年貢の木蔭引(減免)を認め、さらに元文元(1736)年積極的な保護策を打ち出している。宝暦12(1762)年には、五街道・脇街道筋の往還並木について、苗木の植継ぎ・道造り・手入れなどもせず、並木敷地を田畑のうちへ掘り揚げ(切り添え)、並木の根際まで掘りつけたりしているので、大風のと看返りになるのだと指摘し、今後は御料(幕府領)は代官、私領は領主・地頭が地元へ申し渡して、道幅を切り狭めぬよう道造りをし、並木敷地は小土手を築き、田畑の地境に定杭を立て、各村が村高割で担当地区をきめ、並木の枯損・風折れ・根返りなどの際は早急に苗木を植継がせるよう命じている。

その後、安永元(1772)年には、小苗木は旅人が踏み倒すからと5、6尺以上を並べ植えさせ、寛政元(1789)年には、街道の道幅2間以上のほか、並木敷地は9尺以上なければ烈風で根返りするとして、切添えの原形復帰を指示した(なお、脇街道などでは、偽文書とされる『徳川家康百箇条』の「大海道は其巾六間、並木左右共二十間ツ、小海道は其巾三間、路傍より左右共十間宛」の規定を準用している藩もある。日光道中などの道幅は4~5間で、並木敷もひろい。東照大権現の威光をかりたものであろうか)。また、翌2(1790)年と文政6(1823)、7(1824)年・天保13(1842)年にも宝暦令の遵守に加え、根際での焚火禁止、下草刈、並木間遠の場所への植足し、成木保全の励行を命じている。実際に日光神領でも、焚火による並木杉の焼け損じで危険な状態が数多くみられ、文政6(1823)年、日光奉行は輪王寺の

家来と検分した結果だとして、2,552本の伐採許可を道中奉行に求めている。これに対し、道中奉行は危険箇所のみでの伐採に限定して、申請には消極的態度を示した。

日光道中では、鉢石宿内の特定石畳以外は他に存在せず、このため明和元(1764)年今市・大沢宿とその周辺の村々の代表は、道中筋すべてが破損したが、なお御用通行が多く大破に及んだとして修復の助村を、また道路砂利敷の自普請より御普請への変更を願っている。安永7(1778)年・寛政10(1798)年の日光山総修復などでは、莫大な材木等の運送に諸村人夫・車力を徴発し、並木杉にも多大な影響があった。一方、享保13(1728)年の社参では、街道の両側3間にわたり並木の枝打ちが命じられ、宇都宮～徳次郎宿の3里の間だけで実に人夫2万人余を要しているが、安永5(1776)年の社参でも同様実施された。なお、文化6(1809)年の『日光山拝礼旅行日記』は、鉢石宿から神橋までの並木杉の繁茂の姿などを、「此辺遠く望めば高山巖々として峰を重ね、近きあたりは古松・老杉枝をたれ、梢をかはして道を覆う」と簡潔に叙べている。

(4) 近代以降の日光杉並木と伐採問題

幕末・維新时期には、水戸浪士事件に際して日光七里の杉並木を伐倒して防禦する方策がとられ、戊辰戦争の銃砲弾の被害を受けた杉も多いという。この日光杉並木は、明治4(1871)年の廃藩置県以降は栃木県の管轄となり、溝部惟幾知事のととき全面伐採の計画もあったが、同38(1905)年4月に日光東照宮へ返戻され、これ以降は教育・文化・観光等の公共利用を目的として保護されることになった。日光東照宮では、特別会計による管理制度を定め、旧慣により完全な枯死・倒覆以外の並木杉は一切伐採せず、伐倒跡には補植する方策をとった。この返戻を記念して、旧日光神領の各村民有志は日光道中大沢～今市間に並木補植運動を始めたが、同43(1910)年4月吉日付の「東照宮自今市町至大沢村道路両面並木植継永代献木之碑」が大沢宿南の並木寄進碑の傍らに現存する。

大正4(1915)年の東照宮300年祭記念事業として、翌5(1916)年より向こう10カ年間に杉・桧6,000本の補植も行われた。同11(1922)年3月、「日光杉並木街道、附並木寄進牌」が史蹟第1類に指定され、内務省の所管(栃木県が管理代行)となり、現状変更に関し国の厳格な許可制が実施されたが、昭和4(1929)年から文部省所管に変更となった。第二次世界大戦中の同18(1943)年には国家総力戦体制の下、日光杉並木も大政翼賛会などによる艦船用材名目の供木運動で全伐の危機に直面したが、内

務省神祇院や文部省、さらに民間の有識者など多数の強い反対により、危機一髪これを避けることができた。

戦後は、日光東照宮が同25(1950)年に日光杉並木街道保存委員会を、また栃木県も同27(1952)年3月の文部省文化財保護委員会による日光杉並木街道の特別史跡指定と同時に日光街道管理委員会を発足させ、同52(1977)年3月には「日光杉並木街道保存管理計画」を策定して、杉並木の保存・保護とその管理に全力をあげてきた。なお、同31(1956)年には特別天然記念物の指定も受けている。

(参考文献)

『徳川家康公伝』、『徳川家光公伝』、『明治以前日本土木史』、『栃木県史』通史編4・近世1、『日光市史』中巻、『今市の歴史』、『鹿沼市史』前編、『群馬県史』通史編5、大島延次郎『日本交通史論叢』、丸山雍成『日本近世交通史の研究』、『近世宿駅の基礎的研究』、鈴木丙馬『日光杉並木300年の記録』、五十嵐富夫『日光例幣使街道』、本間清利『日光街道繁盛記』、埼玉県教育委員会『歴史の道調査報告書』2・3・4(日光御成道・日光道中・日光脇往還)、朝尾直弘『日本の歴史17・鎖国』、鈴木隆俊『日光杉並木街道余話』、『近世交通史料集』2・6・8・10、『日本財政経済史料』巻4・9、『栃木県史』史料編・近世1、『日光市史』史料編、『いまいち市史』史料編近世Ⅱ、『徳川実紀』、『続徳川実紀』、『大日本史料』、ほか。(論文は省略)

上記丸山氏の歴史的考察を受けて、これ（平成4（1992）年3月）以降に発行された文献や調査資料のほか、これ以前に発行されたものであっても丸山氏の考察を補足するに足りる資料をもとに、新しい知見等を次にまとめた。

「新しい知見等」－文献・調査資料等の分析－

（1） 並木杉は数回に分けて植栽されたのか

杉並木の植栽の時期の考察として、柿沼精一氏（当時東照宮林務部係長）は、「大日光（日光東照宮発行、以下同じ）64号（平成4（1992）年）」の中で、20数年といわれる植栽期間について、現在の植林事業の実情から判断してもそれほどの期間を要するとは考えにくいという仮説から入り、寛永18（1641）年から同20（1643）年にまとめられた江戸時代最初の大名家・旗本諸家等の総合的系譜である『寛永諸家系図伝（以下「系図伝」という。）』において、正綱が三里余にわたって杉並木を植栽したという記載があるが、その三里余というのは現在の杉並木全長の約3分の1に相当し、その三里余を寛永2（1625）年の着手から約18年かかったにもかかわらず、残りの約3分の2（約六里）を慶安元（1648）年までのわずか7年間ほどで完了したというのは不自然と考えた。

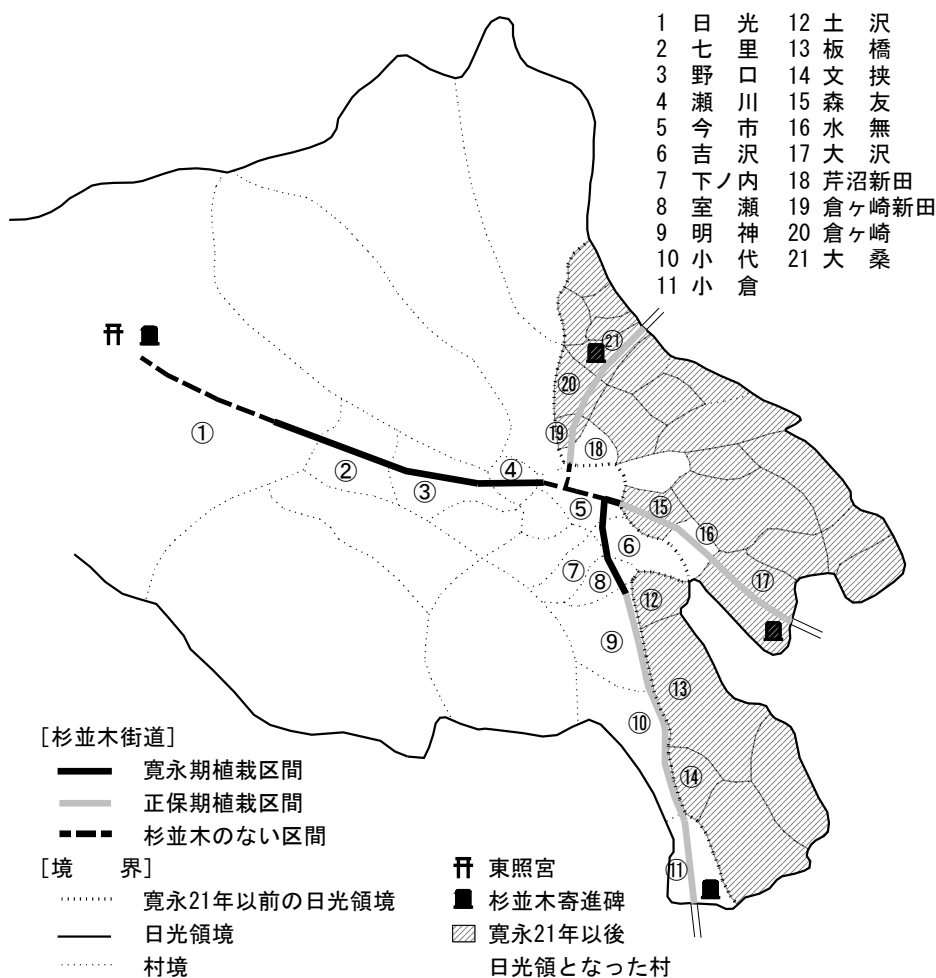
現在の寄進碑が残る大沢、小倉、大桑まで日光神領が拡大したのが「系図伝」作成後の寛永21（1644）年であり、「系図伝」記載時点での神領内の三街道の延長は約三里半になり、三里余の記載と一致する。すなわち、正綱の寄進の目的が、正綱が日光東照宮の参道を神領内の主要道路と捉え、そこに杉を植えることとしたのであるのなら神領拡大に伴い、第一期と第二期に分けて植栽を行ったのではないかと考察した。

また、高藤晴俊氏（当時日光東照宮禰宜）は、「大日光70号（平成12（2000）年）」の中で、日光街道の水無地区と例幣使街道の文挾地区は、寛永21（1644）年の神領拡大の時に神領外に残された地区であり、特に文挾地区について、正綱の子正信による三期目の植栽があった可能性に触れている。

これらを「栃木の日光街道－荘厳なる聖地への道－（平成15（2003）年下野新聞社編集）」の記載のように三期に分けると次のようになる。

- ①正綱が大名となった寛永2（1625）年から寛永10（1633）年までに三里余（当時の日光神領の範囲：日光街道；今市七本桜まで、例幣使街道；室瀬まで）
- ②寛永21（1644）年から慶安元（1648）年までで七里余（日光神領の拡大後）

③慶安元(1648)年に没した正綱の後、承応期(1652-55)に子正信による3-4年の追加植栽



(柿沼精一, 日光杉並木街道の一考察—その植栽の時期を中心として—, 「大日光64号」) 一部改変

なお、作新学院高等部社会研究部による「日光杉並木の研究(平成13(2001)年)」の中で、サンプル調査ではあるが、例幣使街道においては、上記の仮説の第一期植栽の地区にある杉(下の例幣使街道のサンプル1から5)の生育と年数が突出していることを指摘している。

これは、今後検証していく上での参考となる指摘となっている。

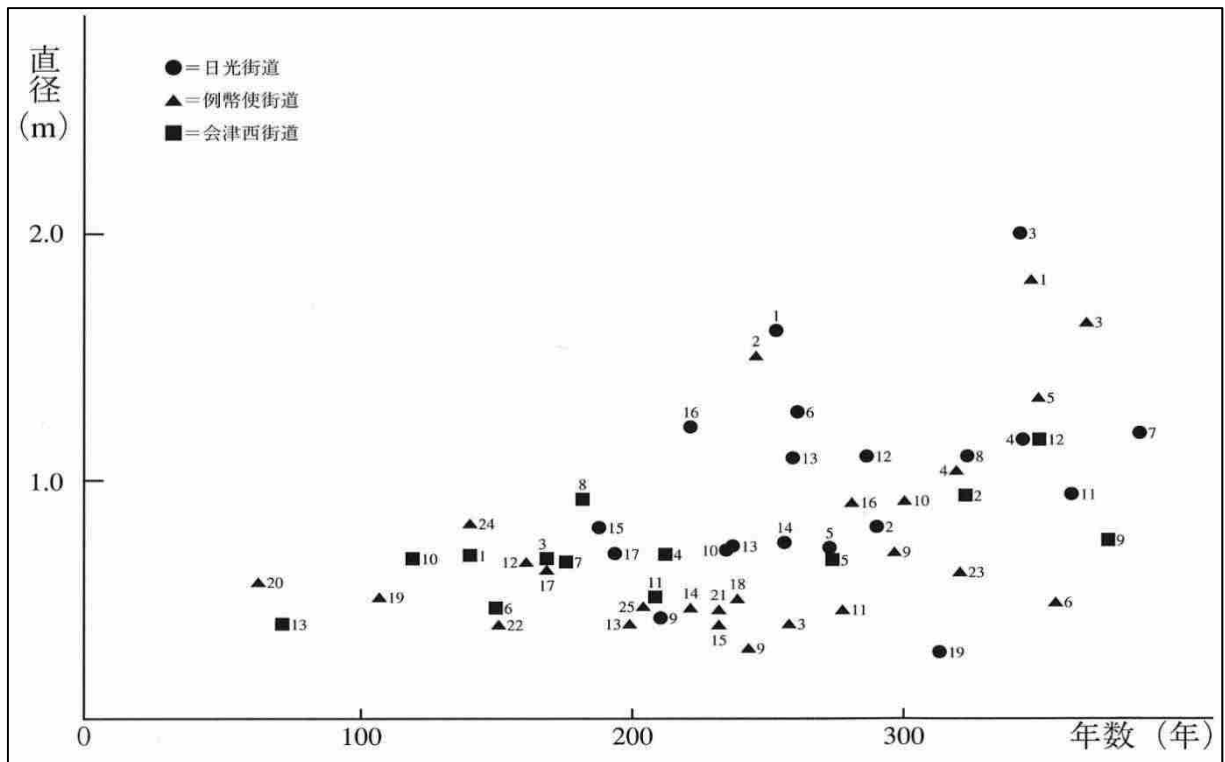
No	測定切り株	直径	年数	所在区間
1	R 0259～R 0265の間	1.60m	265年	七里 - 生岡神社
2	L 0754～L 0756の間	0.68m	288年	野口十文字 - 瀬川
3	L 0800～L 0803の間	1.82m	338年	＊
4	R 0813～R 0844の間	1.08m	340年	＊
5	L 0921～L 0923の間	0.63m	270年	＊
6	R 0896～R 0898の間	1.21m	262年	＊
7	R 1078～R 1080の間	1.10m	374年	＊
8	R 1206～R 1208の間	0.98m	320年	瀬川 - 上今市
9	L 5577～L 5580の間	0.43m	210年	追分地藏前 - 鹿沼街道入口
10	L 5577～L 5580の間	0.65m	230年	＊
11	R 5657～R 5659の間	0.90m	350年	＊
12	L 5906～L 5914の間	1.00m	285年以上	七本桜 - 今市日産前
13	R 6214～R 6217の間	1.00m	260年以上	今市日産前 - 上森友
14	L 6665～L 6667の間	0.65m	255年	シドミ原 - 上水無
15	L 6720～L 6722の間	0.70m	190年以上	＊
16	L 7099～L 7101の間	1.17m	220年	下水無 - 御殿工場入口
17	L 7108～L 7110の間	0.60m	196年	＊
18	L 7112～L 7114の間	0.66m	232年	＊
19	L 7630～L 7632の間	0.30m	312年	下大沢 - 大沢並木入口

No	測定切り株	直径	年数	所在区間
1	R 1914～R 1920の間	1.70m	339年	JR日光線踏切 - 田川
2	L 2043～L 2045の間	1.50m	254年	田川 - 空瀬一里塚
3	L 2180～L 2182の間	1.50m	360年	＊
4	L 2197～L 2200の間	0.95m	315年	＊
5	L 2229～L 2231の間	1.25m	339年	＊
6	L 2380～L 2382の間	0.51m	348年	室瀬一里塚 - 十石坂
7	L 2487～L 2489の間	0.37m	240年	十石坂 - 越後坂
8	L 2494～L 2497の間	0.45m	260年	＊
9	R 3484～R 3488の間	0.61m	297年	下野大沢入口 - 板橋一里塚
10	R 3532～R 3534の間	0.77m	300年	＊
11	R 3534～R 3537の間	0.49m	273年	＊
12	R 3647～R 3649の間	0.60m	162年	板橋一里塚 - 下小代信号
13	R 3667～R 3670の間	0.42m	200年	＊
14	R 4828～R 4831の間	0.47m	220年	文依駅前 - 小倉一里塚
15	R 4849～R 4851の間	0.45m	230年	＊
16	R 4896～R 4898の間	0.77m	280年	＊
17	R 4913～R 4915の間	0.58m	170年	＊
18	R 5034～R 5036の間	0.50m	235年	＊
19	R 5127～R 5130の間	0.48m	110年	小倉一里塚 - 小倉寄港碑
20	R 5142～R 5146の間	0.55m	65年	＊
21	R 5146～R 5148の間	0.47m	230年	＊
22	R 5156～R 5158の間	0.40m	160年	＊
23	R 5179～R 5183の間	0.56m	320年	＊
24	R 5186～R 5188の間	0.75m	145年	＊
25	R 5222～R 5224の間	0.45m	204年	＊

No	測定切り株	直径	年数	所在区間
1	L 7424～L 7426の間	0.65m	145年	茶臼山入口 - 倉ヶ崎自転車学校前
2	L 7943～L 7945の間	0.83m	320年	＊
3	L 8105～L 8107の間	0.60m	170年以上	倉ヶ崎 - 倉ヶ崎三ツ木
4	L 8116～L 8121の間	0.60m	210年	倉ヶ崎三ツ木 - 大桑駅入口
5	L 8151～L 8154の間	0.60m	270年	＊
6	L 8187～L 8191の間	0.45m	158年	＊
7	L 8257～L 8259の間	0.60m	175年	＊
8	L 8276～L 8278の間	0.85m	182年	＊
9	L 8299～L 8302の間	0.70m	370年	＊
10	L 8363～L 8365の間	0.62m	120年	＊
11	R 7960～R 7962の間	0.50m	208年	＊
12	R 8044～R 8047の間	1.08m	345年	＊
13	R 8068～R 8070の間	0.39m	69年	＊

切り株の直径と年輪測定値

(上段：日光街道、下段左：例幣使街道、下段右：会津西街道)



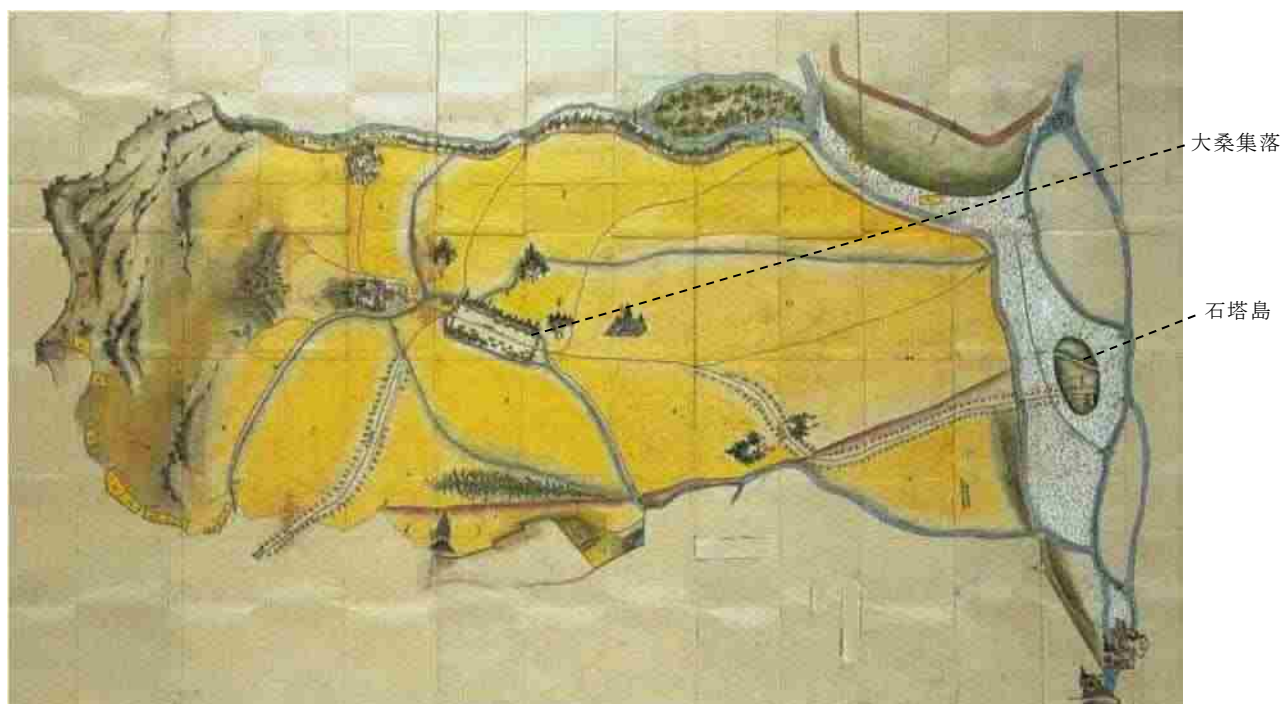
切り株にみる年輪と直径の相関

(2) 大桑の寄進碑の再々建について

大桑の寄進碑の再建（三建）のいきさつについては、大島延次郎氏（旧今市市出身、元宇都宮大学教授）が、「大日光17号（昭和36(1961)年）、同18号（同37(1962)年）」の執筆で、「日光杉並木大桑における寄進碑三建の始末」として究明を試みている。この中では、再建を示す諸説を分析し、現存のものが、二度目に再建したものと五つ（石材、長さ、形、向き、銘文の有無）の点で違いがあることから、三度目であることを指摘した。大島氏の説により、大桑の現在の寄進碑が三度目に建てられたものであることは、通説となっており、先に示した丸山氏の執筆にもそのことが書かれている。

大桑の寄進碑は、26ページの写真からもわかるように、他の三つの寄進碑と比べ、色が赤みがかって見える。これは現存の碑が地元のカンカン石と呼ばれる石を使って建てられているからである。（一度目と二度目は伊豆から取り寄せたと言われている。）

では、大桑の寄進碑が最初はどこに建てられたのか。これも大島氏が過去の文献を調査し、その執筆の中で明らかにしているが、更に次に示す大桑村絵図がこのことを裏付けている。



文政八年絵図（栃木県歴史の道調査報告書第三集から転載 星常夫家文書）

以下、「大日光79号(平成21(2009)年)」谷本丈夫氏（宇都宮大学名誉教授、本計画策定委員長）の記事を抜粋引用しつつまとめた。

絵図では、明らかに大桑村集落のはずれから鬼怒川内のいわゆる石塔島まで並木杉が植えられている。寄進碑は「境石」とも呼ばれ、大桑では日光東照宮領と宇都宮藩領境とされた「石塔島」に建てられていた。

大桑集落から東の杉並木については、地理、地形的に洪水による流亡と残存並木杉の生育が思わしくないことから、この位置における並木杉の植え継ぎを断念し、集落に近い洪水にも安心な現在位置に寄進碑のみを移動させたものと推測できる。

（3）異なる杉の植え方について

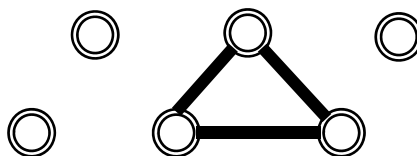
「大日光77号（平成19(2007)年）」において、谷本氏は街道や地域での植え方の違いについて、（1）に示した二期にわたっての植栽の考え方を取り入れ考察しているが、以下、谷本氏の記載を参考にまとめてみる。

日光杉並木街道において杉並木の植列、植栽形式の違いが見られることについては、第二期の約六里分を、家康の三十三回忌（慶安元(1648)年）にあわせ完了させようとしたと思われ、寛永21(1644)年の神領拡大後に第二期の植栽を開始するとなるとわずか3年程しかなかった。先行してかなり生育している第一期の植栽の並木と同じような景観とするためには、一列では貧弱であり、チドリあるいはかなえに数本まとめて植える方式を採用したと思われる。また、第一期に植栽した杉の枯死後の補植としても、景観を整えるために第二期の植栽と同様にまとめ植をしたものと思われ、そのために日光街道の第一期箇所所々でも一列植ではなく、まとめ植が残されていると推測できる。



一列植

(第一期箇所に多く見られる)



チドリ植 (三角植)

(第二期箇所に多く見られる)

(4) 一里塚について

幕府は、江戸開府とほぼ同時期の慶長9(1604)年7月には、2名の一里塚築造奉行を諸国に派遣している。そして8月には、諸道に一里塚を築くべき旨布令している。吉宗社参の準備過程を中心に記録した、今市宿問屋の『日光山御社参録』によれば、

(前略) 瀬川村之壺里塚は、江戸ノ方より之壺里塚と相見申候と、瀬川の一里塚にふれており、瀬川の一里塚は、江戸から数えられて造られていると確認できたという記録がある。瀬川の一里塚から江戸方向へ一つ手前の例幣使街道の室瀬の一里塚と日光街道の七本桜の一里塚までの距離をそれぞれ測ってみると、瀬川～室瀬間はおよそ一里あるが、瀬川～七本桜間は一里にやや足りないことがわかる。このことから瀬川の一里塚は、一つ手前として例幣使の室瀬から数えて造ったと考えられる。

なお、元和2(1616)年から開始された家康の廟所の造営にあたっては壬生通り(例幣使街道、以下同じ)が使われており、一方、宇都宮経由の日光道中(日光街道、

以下同じ)は元和5(1619)年から同8(1622)年の本多正純の宇都宮在城時代に開鑿・整備され、江戸から日光への参詣道は二本となっている。また、壬生通りは、宇都宮経由の日光道中よりやや短かったこともあり、利用度も高く、社参の往路は宇都宮城に宿泊する関係上、日光道中であつたのに対し、帰路の多くは壬生通りを利用し壬生城に泊まるのが通例となつた。その後、社参の中断をはさみ65年ぶりに復活した八代将軍吉宗以降は、往復とも宇都宮経由の日光道中が使われている。

また、『日光道中図絵』(※)など街道の絵図には、いずれも杉の植えられた一里塚が描かれている。その一里塚にある杉は、正綱が実際に植えたものかどうかは不明であるが、他の並木杉と差異なく育っており、杉の根元を埋めてまで一里塚をつくることはない想定すると、また、前述したように日光道中は元和5(1619)年から同8(1622)年頃に開鑿・整備されたとする、正綱の植栽の開始時期(寛永2(1625)年)には、塚はすでに造られ、その上に杉を植栽したか、ほぼ同時進行だったかのどちらかであると推測できる。

(参考「日光杉並木物語(平成5(1993)年今市市教育委員会発行)」、「栃木の日光街道—荘厳なる聖地への道—(平成15(2003)年下野新聞社編集)」)

※文政8(1825)年に予定されていた十一代将軍家斉の日光社参に備えて(結局は実施されなかった)、日光道中の全行程を描かせたもの

「栃木県歴史の道調査報告書第一集(平成20(2008)年)、及び第三集(平成27(2015)年)栃木県教育委員会」による一里塚についてのデータを以下に示す。

この表から、三つの街道のいずれにおいても杉並木区間において、一里塚がよく保存されていることがわかる。この理由として、日光神領の範囲であつたこともあるが、杉並木が存在していたことにより、街道が保護の対象になっていたことが大きいと考えられる。

日光道中

一里塚の所在地	江戸からの距離	現況	現市町村名	南に隣接する一里塚からの実距離（計測可能な場所のみ）
野木	17里目	消滅	野木町	
乙女	18里目	消滅	小山市	
間々田	19里目	消滅	小山市	
小山	20里目	消滅	小山市	
喜沢	21里目	両側ともに現存	小山市	
小金井	22里目	両側ともに現存	下野市	4.3km
下石橋	23里目	西側のみ現存	下野市	4.3km
下古山	24里目	消滅	下野市	
雀の宮	25里目	消滅	宇都宮市	
江曾島	26里目	消滅	宇都宮市	
宇都宮	27里目	消滅	宇都宮市	
上戸祭	28里目	両側ともに現存	宇都宮市	
高谷林	29里目	両側ともに現存	宇都宮市	4.2km
六本木	30里目	両側ともに現存	宇都宮市	4.4km
上小池	31里目	南側のみ現存	宇都宮市	4.4km
水無	32里目	両側ともに現存	日光市	4.3km
七本桜	33里目	両側ともに現存	日光市	4.4km
瀬川	34里目	両側ともに現存	日光市	3.1km

（栃木県教育委員会『栃木県歴史の道調査報告書第一集 日光道中・日光道中壬生通り・関宿通り多功道』平成20(2008)年3月）
太線枠内が杉並木街道区間に存在

壬生通り

一里塚の所在地	江戸からの距離	現況	現市町村名	南に隣接する一里塚からの実距離（計測可能な場所のみ）
喜沢	21里目	両側ともに現存	小山市	
飯塚	22里目	両側ともに現存	小山市	4.6km
壬生	23里目	西側のみ現存	壬生町	4.2km
上稲葉	24里目	西側のみ現存	壬生町	4.6km
赤塚	25里目	西側のみ現存	鹿沼市	4.6km
奈佐原	26里目	消滅	鹿沼市	
鹿沼	27里目	消滅	鹿沼市	
武子・富岡	28里目	西側のみ現存	鹿沼市	
小倉	29里目	両側ともに現存	日光市	4.5km
板橋	30里目	東側のみ現存	日光市	4.7km
室瀬	31里目	両側ともに現存	日光市	4.4km

（栃木県教育委員会『栃木県歴史の道調査報告書第一集 日光道中・日光道中壬生通り・関宿通り多功道』平成20(2008)年3月）
太線枠内が杉並木街道区間に存在

会津西街道の一里塚については、まだ不明な点も多く、今市宿と陸奥国境の山王峠間で確認できる一里塚は、『下野一国』、『天保国絵図』の史料によると13カ所に存在したことになる。現存する一里塚と思われる塚は3カ所のみであり、その内杉並木街道内のものは大桑の一里塚が該当する。（下表）

会津西街道

区間	『下野一国』（慶安4(1651)年)	『天保国絵図』（天保9(1838)年)	現状
今市～大桑	①大谷橋より16町目に壱里山、そこから28町5間目は大桑村	記載無し	大桑手前に右側だけあり ①による推定場所とは異なる位置にある
大桑～高德	②大桑村中より7町50間目に壱里山、そこから13町8間目は衣川	記載無し	
	③衣川より2町目に壱里山、そこから16町14間目は高德村	③高德村手前に一里塚（両側）	
高德～大原	④高德村中より13町30間に小門沢、その沢より5町30間目に壱里山	④大原村手前に一里塚（両側）	
大原～藤原	⑤大原村中より6町目に竹之沢、そこから7町50間に小原沢、壱里山あり	⑤藤原村手前に一里塚（両側）	
藤原～二ツ屋	⑥藤原村中より13町10間目に太閤おろし橋あり、その橋より2町30間登って壱里山、そこから16町40間目は二ツ屋村	記載無し	
二ツ屋～高原新田	⑦二ツ屋村より10町30間先に壱里山、そこから29町30間目は塩原湯本への追分	⑦二ツ屋～高原新田中間地点付近に一里塚（両側）	
高原新田～五十里	⑧追分より6町30間目に壱里山、境嶺より奥州の内いかり村まで1里あり	⑧塩原湯本への追分先に一里塚（両側）	
	扱われていない	⑨同上一里塚と五十里村中間地点付近に一里塚（両側）	
		⑩五十里村手前（高原峠登り口付近）に一里塚（左側のみ）	
五十里～中三依		⑪中三依橋先に一里塚（両側）	
中三依～上三依		⑫上三依手前に一里塚（両側）	両側が残る
上三依～横川		⑬横川村手前に一里塚（両側）	左側のみ

（栃木県教育委員会『栃木県歴史の道調査報告書第三集 会津西街道・会津中街道・大田原通会津道・原街道（原方道）・足尾道』.平成27(2015)年3月） 太線枠内が杉並木街道区間に存在

(5) 江戸期の道形について

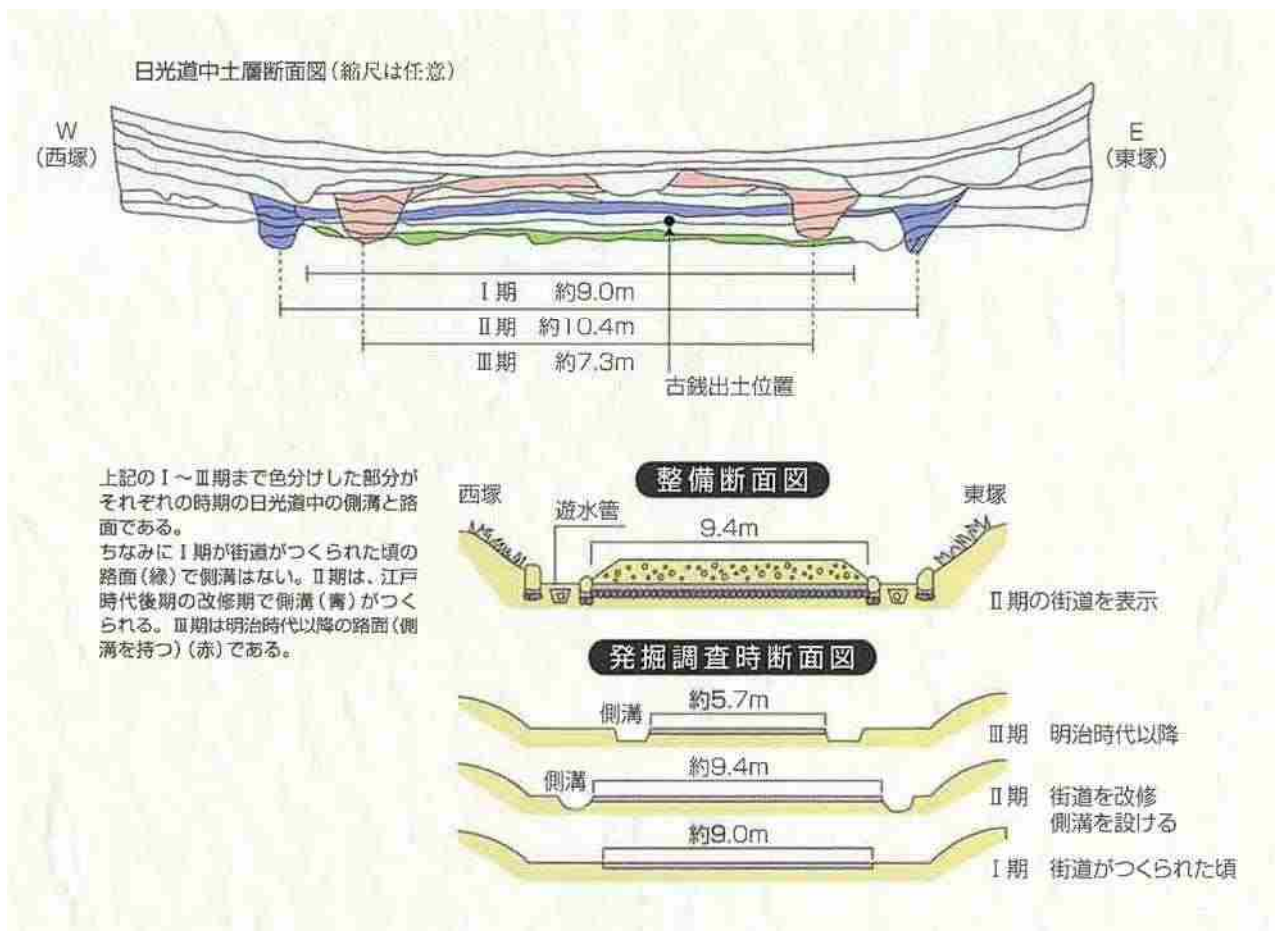
杉並木街道に位置する部分での発掘調査はしていない。しかし、日光道中小金井一里塚付近において発掘調査（平成9（1997）年度）が行われており、「栃木の日光街道－荘厳なる聖地への道－（平成15（2003）年下野新聞社編集）」にまとめられている。その中で、江戸から明治時代までにⅠ～Ⅲ期の砂利敷の工事跡が発見されたことを報告している。

Ⅰ期：江戸時代で最初に街道が造られた当時の道路跡で、幅約9m、砂利を厚さ約10cmで敷き固めている。道路敷は地表面から一段低く、側溝は確認できず。

Ⅱ期：18世紀後半から19世紀（出土された明和6（1769）年に鑄造された貨幣から）。

Ⅰ期よりも路面高が約30cm上がり、両側に側溝が整備された。側溝は幅約1m、深さ約0.3-0.5mのU字形で、両側溝中心間での道幅は約10.4mで道路敷はⅠ期とほぼ同じ約9.4m。砂利敷は同じだが、中央部の約3mが集中して整備されている。

Ⅲ期：明治時代以降。Ⅱ期よりも更に路面高が約20cm高くなっていて、側溝も内側に掘り直されている。側溝の規模は幅約1m、深さ約0.4mの箱型。両側溝中心間での道幅は約7.3mだが、道路敷は約5.7mに減少している。砂利は中央部が多いものの全体に敷かれている。



(栃木の日光街道－荘厳なる聖地への道－. 下野新聞社. 平成15(2003)年)

この小金井一里塚付近の発掘結果と現在の日光街道の並木寄進碑付近の道路敷幅が約6m程度、並木敷が3-5mということ比べると、街道整備当初の幅が並木敷を加えた幅であり、明治以降の幅が現在の道路敷の幅といえる。

なお、江戸期ではないが、明治期に日光杉並木街道を訪れた外国人の紀行記などに記されたものを抜粋して掲載する。(大日光71号より)

エドワード・S・モース「日本その日その日」(1877年)

「宇都宮の二十五マイル手前から日光に近い橋石(鉢石)に至る迄、道路に接して立派な杉の並木がある。所々に高さ十二フィートを越える土手があり、その両側には水を通ずるために深い溝がほってある。その溝のある箇所には、水の流れを制御する目的で広い堰が設けられている。二十七マイルにわたって、堂々たる樹木がある場所では五フィートづつの間隔を保って(十五フィート以上間をおくことは決

してない) 道路を密に辺取っている有様は、まさに驚異に値する。両側の木の梢が図上で相接している場所も多い。樹幹に深い穴があいている木も若干見えたが、これは1868年の革命当時の大砲の弾痕である。所々の樹の列にすきがある。ここのような所には必ず若木が植えられてあり、そして注意深く支柱が立ててある。時に我々は木の皮を大きく四角に剥ぎ取り、その平な露出面に小さい丸版を二、三擦したのを見た。皮を剥いだ箇所の上、五、六尺上部には藁縄が捲きつけてある。このようなしるしをつけた木はやがて伐られるのであるが、いずれも密集した場所のが選ばれていた。人家を数マイルも離れた所に於て、かかる念入りな注意が払われているのは最も完全な保護が行われていることを意味する。何世紀にもわたってこの帝国では、伐採の跡には必ず代りの木を植えるということが法律になっていた。そしてこれは人民によって実行されて来た。」

イザベラ・バード「日本奥地紀行」(1878年)

「これほど壮大な記念碑は、考え出すことはできなかつたであろう。たぶんこれは、同種のものでは世界で最も壮大なものでであろう。例幣使街道の並木道はりっぱな馬車道路で、草や羊歯(しだ)でおおわれた土手が八フィートの高さから傾斜していた。土手の上に杉の木がそびえ、それから草のはえている二本の歩道がある。これらと耕作地の間には、若木や茂みが目隠し役をしていた。多くの木は、地面から四フィートのところで二股に分かれる。たいていの幹は周囲が二十七フィートある。それは五十~六十フィートの高さに達するまで細くなったり枝に分かれることはない。赤味がかつた樹皮が縦長に裂けて約二インチ幅の細長い切れとなっているので、ますます樹木が高く見える。木はピラミッド型で、少し離れたところから見るとシーダー(ヒマラヤ杉)に似ている。このすばらしい並木道は、広い木蔭に光がちらちら洩れ、並木の間から高い山々がまれに見えて、深い荘厳さを覚える。この並木道と同じように壮大で美しいところに道が通じているにちがいない、と人間の本能だけが知らせてくれるだろう。」

1 マイル=約1.6km 1 フィート=30.48cm 1 インチ=2.54cm

最後に、谷本氏が江戸期の街道の復元について重要な知見を示しており、抜粋・転載する。

「露出した並木杉の水平根痕跡・文献資料等による江戸期の日光街道復元. その基礎的根拠を求める試み」（日光杉並木街道保護方策検討委員会. 「特別史跡・特別天然記念物日光杉並木街道保護方策検討委員会報告書～21世紀の杉並木と街道その具体的な保護方策を求めて～」. 平成12(2000)年) —谷本丈夫—

○はじめに

日光杉並木街道の並木杉の衰退が著しく、抜本的な保護延命策が必要である。その一環として、街道内部の切り土を復元盛土することで、根系の伸長生育域を復元確保する必要がある。しかし、杉並木街道は特別史跡・特別天然記念物でもあり、不用意な復元は歴史的遺産を台無しにしてしまう危険がある。そこで現存する杉並木街道の道路拡張状態と露出する並木杉の切断根跡及び道路敷や並木敷に関する文献資料等を手がかりに、江戸期の街道の復元を試みた。

(1) 並木杉の水平根痕跡調査の考え方

日光並木杉の生育する地域は、今市浮き石層、鹿沼浮き石層が厚く堆積し、その上に、杉の根の生育圏である黒ぼく土壌が覆っている。この黒ぼく土の厚さが並木杉の生育の良否を指標している。

各浮き石層はコンパクトに転圧されており、水、空気の流通が悪い。したがって、活発に代謝を行っている杉の吸収根は生育できず、支持根が並木杉直下に発達するのみである。

この理由のため、もし、浮き石層内に横走する吸収根が生育できるとすると、その根の上層部のかなりの土壌は人工的に切り土されたことを示し、根の発達伸長を可能にしたことがわかる。

<具体的な根の痕跡と切り土による街道の推定>

切り土の大きい街道における法面には、空洞になった根が一定の地上高の位置で観察される。これらと既に述べた吸収根の発達の条件、状態から推定すると、痕跡となっている根の付近は、現在露出している。この位置においては、深い自然状態

の浮き石層の状態では根の侵入、成長が無理であるから、この根が盛んに成長していた頃は、少なくとも数cmから数十cm以上の空気の流通可能な土壌が残されていたことになる。すなわち、カットされたことを示し、カット以前が江戸期の街道の原型であるとして、復元を試みている。

多くの事例、地質構造から江戸期の街道は、現在よりかなり嵩上げされていたことが推定され、このことにより、並木杉は健全な根の伸長、生育圏を持っていたことになろう。このような地山に対し明治期の街道の掘削拡幅が杉の衰退を促進したことは、除籍木の年輪解析結果からも明らかで、街道復元による根系生育圏の確保が急務である。

歴史的遺産である杉並木には、一般的な管理についての古記録は残されているが、道形についての記録はなく、現在可能な復元は、並木杉の根の痕跡と法面との観察が、往時の街道かいま見る最も確実な方法であることが示唆された。

○文献資料等からの考察

日本山林史の保護林篇（明治33(1900)年、日本山林史刊行会(遠藤安太郎編) 発行)には、江戸時代における幕府の令達として、「寶暦12(1762)年12月、東海道・中山道・日光道中・奥州道中・甲州道中『右五街道之外往還立脇往還共、驛場有之道筋並木風折・枯木・根返り等之跡へ、早速植繼、且右敷地根際迄掘付之所は、二二間も土手形ニ築立、田畑境へ定杭建之、道幅狭所ハ前後同様に道繕、・・・旨』達せられ、」の記述があり、これは、昔の並木敷が一間～二間(1.8m～3.6m)の幅で盛土状態であったことを示している。

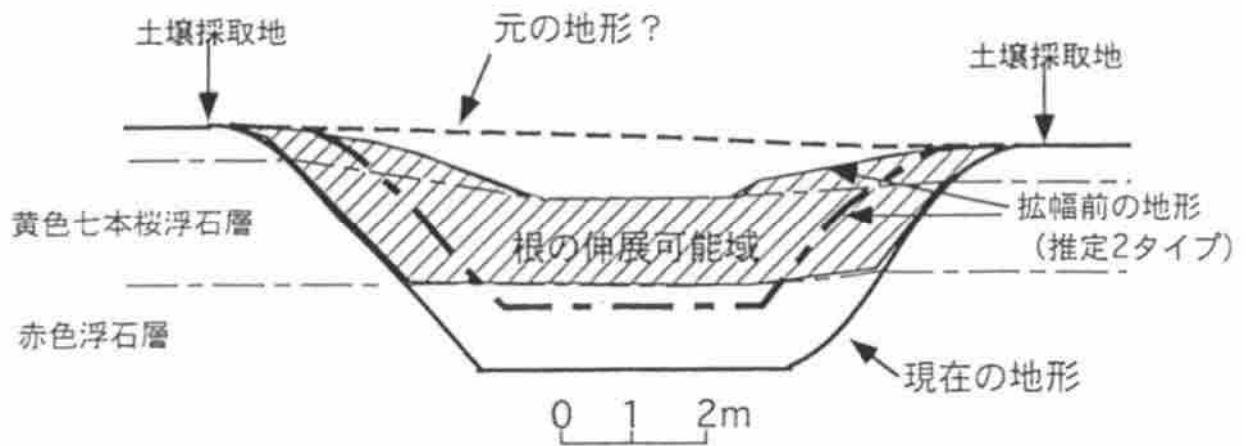
また、同文献には、「寛政元(1789)年四月、道中筋の道幅竝並木敷の儀に付て制規を評議し、諸方の伺出に回訓して『道中筋道端は、其場所に寄、不同に候得ども、幅二間以上無之候而者、駄荷引違ひも難成、尤高崖切通又は堀川通渡候橋之内には、二間に不至分も可有之候得共、右者楽々待合居通而も僅之處にて差支無之、其餘は前書之通二間以上と被心得、若道幅二間に難成所も有之候はば、前後に見合、委細繪圖面を以可申聞候、且並木敷地は、九尺以上に無之候而は、風烈之節根返り等も有之事故、追々田畑之内へ切添之場所も有之候て、元形之通築足、以来切添不致様取締之儀申觸候事』とし、」の記述もあり、これは、街道の道幅を二間(3.6m)以上に、並木敷地は、九尺(2.7m)以上を確保するという幕府の考え方を示している。

一方、明治18(1885)年10月19日付け下野新聞には、「日光街道一過般來修繕中なりし日光街道即はち宇都宮より今市迄の道路七里間は凡そ四千圓前後を要したる

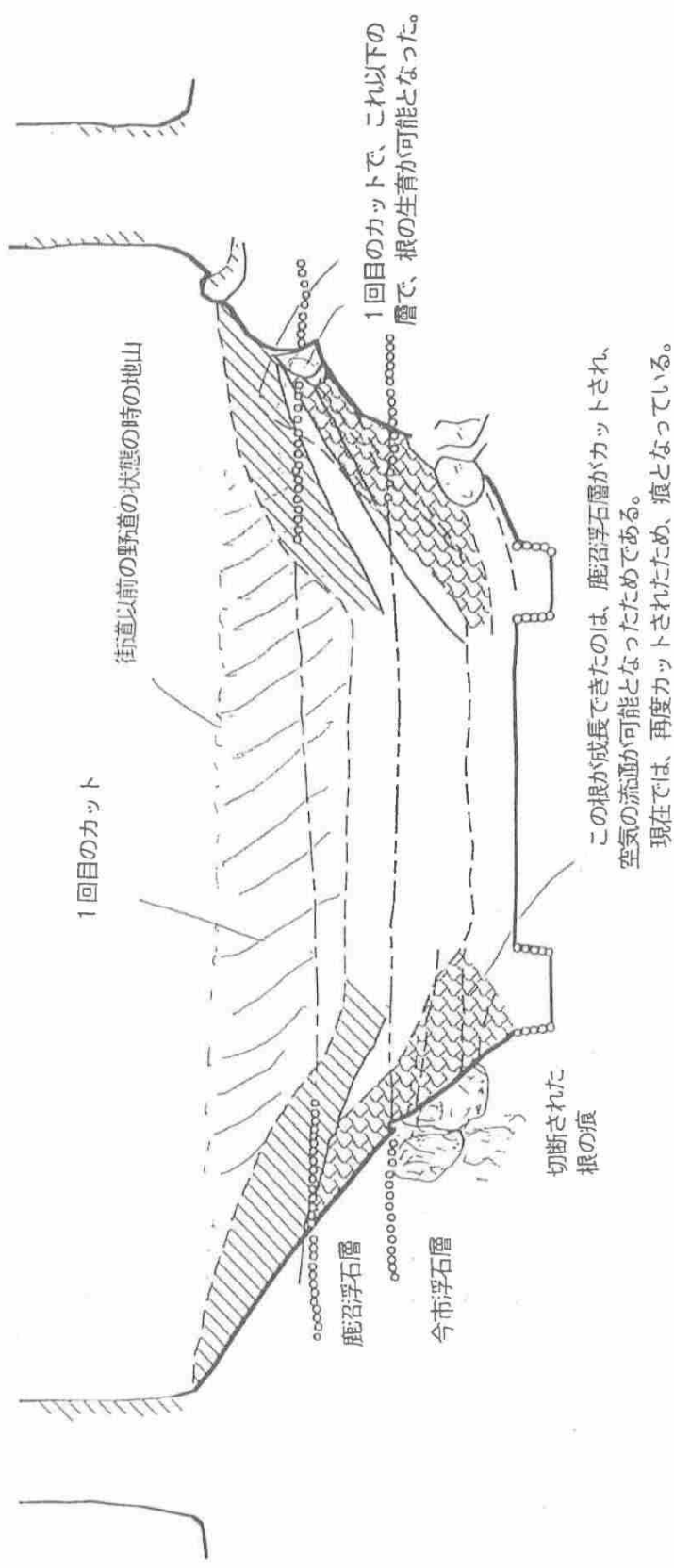
よしなるが最早大概落成しなかなか堅牢に出来上がり・・・」の記述があり、また、宇都宮市役所が大正6(1917)年に発行した「宇都宮水道史」には、今市市山口地区における送水鉄管敷設工事の写真が掲載されているが、写真から街道の状況を見ると、舗装はされていないものの、ほぼ、現在の道形になっていることが確認される。したがって、日光街道は、明治18(1885)年の大改修によって、現在の道形の原形となったものと推定できる。

これらの水平根痕跡の調査や街道に関する文献資料等による考察から、標準横断面に示したように、道路面を1.8m嵩上げし、車道を3.0m、水路を両側それぞれ0.7～0.8m確保して、道路幅を4.4～4.6mとすることは、かなりの高い確率で、街道を昔の道形に近づけることになるといえる。

なお、並木杉と東照宮山内の杉年輪解析結果は、道路の拡幅などがなかった東照宮山内の老齢杉では年輪幅の減少が比較的穏やかであるが、日光街道沿いのそれは明治18(1885)年前後と、昭和30(1955)年前後に急激に減少しており、それぞれ記録に残る拡幅、玉石積工の行われた時期に一致していた。



根系の分布と地質からみた過去の道形



2 特別史跡・特別天然記念物指定に至る経緯

大正8(1919)年に、史蹟名勝天然記念物の保存の制度が確立されると、その後、内務省史蹟考証官一行が調査を開始した。その結果、並木杉の由緒正しい史的価値や偉観が高く評価され、大正11(1922)年3月8日付けで「史蹟 日光並木街道 附 並木寄進碑」として史蹟第1類に指定され、内務省所管として国の保護と管理を受けることとなった。

戦後、昭和25(1950)年の文化財保護委員会(文化庁の前身)の発足とともに、昭和27(1952)年3月29日付けで「特別史跡 日光並木街道 附 並木寄進碑」となった。

その後、昭和29(1954)年3月20日付けで「日光杉並木街道 附 並木寄進碑」に名称変更されるとともに、「天然記念物」の指定も受けた。そして、同年11月20日には、文化財保護委員会の専門部会で「特別天然記念物」の指定を議決して、昭和31(1956)年10月31日付けで正式に指定された。

特別史跡と特別天然記念物の二重指定は現在唯一のものである。

文化財指定以前の文献には以下のような記載がある。

【史蹟名勝天然記念物保存要目解説 植物の部(大正10(1921)年2月内務省)】

- ・著しき並木 とは歴史上・風景上・學術上顯著なる並木を謂ふ、例えば日光街道の杉並木、東海道の松並木の如きは最も著しきものなるが、其他種々の樹木にて成れる著しき並木なきに非ず。

【史蹟名勝天然記念物保存要目略解 附関係法規(大正10(1921)年7月埼玉縣内務部)】

- ・史蹟の部 七 産業交通土木に関する重要なるもの
(例)・・・、各地の杉又は松並木等
- ・天然記念物の部 二 植物に関し保存すべしと認むべきもの
並木(歴史上風景上學術上顯著なるもの)
(例)日光街道の杉並木、・・・

また、指定時の指定理由等の記載は以下のとおりである。

【史蹟指定時(大正11(1922)年)における指定の事由】

- ・保存要目中 史蹟ノ部第七ニ依ル

これは、「産業交通土木に関する重要なるもの」である。

【史蹟指定時（同上）における説明文】

往時日光東照宮ニ詣ルニ例幣使御成會津ノ三街道アリ寛永正保ノ交大河内正綱此ノ三街道ノ兩側及ヒ日光山中ニ杉樹ヲ植栽シテ之ヲ同社ニ寄進シ慶安元年此ノ旨ヲ刻セル碑ヲ建ツ爾後此等街道ノ並木ハ日光奉行ノ管理ニ属シ維新ノ際一旦國有トナリシモモ後東照宮ノ所有ニ歸セリ

【特別史跡の指定時（昭和 27(1952)年）における指定理由】

・基準史跡の部第三類及び第六類

この基準とは、昭和 26(1951)年文化財保護委員会告示第二号（国宝及び重要文化財指定基準並びに特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準）（以下「指定基準」という。）のことであり、「三 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡」及び「六 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡」となる。

【特別史跡の指定時（同上）における説明文】

大河内正綱は、東照宮に詣でる例幣使、御成、會津及び日光の四街道の両側及び、日光山中に杉樹を植栽してこれを同社に寄進した。その植栽は実に二十余年の長きにわたってはじめて完成したもので、慶安元年四月十七日徳川家康忌辰の日にかけて寄進文の碑が建てられている。正綱は建碑のことを果さずしてこの年六月逝去、その子正信が父の遺志をついで建てたものである。沿道の開発に伴い旧態を失ったところもあるが、老杉亭々として樹勢今なほ、旺盛、並木街道としては最もすぐれたものであって、その間に、一里塚もあり江戸時代に特に発達した街道の景観をよく伝えるものとして、学術上の価値が極めて高い。

【天然記念物の指定時（昭和 29(1954)年）における指定理由】

指定基準における

二 植物 (一)名木、巨樹、老樹、畸形木、栽培植物の原木、並木、社叢

【天然記念物の指定時（同上）における説明文】

往時日光東照宮の参道であった例幣使・御成・會津の 3 街道の両側に、寛永・正保の間、大河内正綱が植栽し、東照宮に寄進したものである。その総延長約 3 0 km、本数約 1 7 0 0 0、幹囲 7 m を越えるものも少くない。形態よく整い蜿々天を摩して壯観を呈する。杉並木としてわが国稀有のものである。

【特別天然記念物の指定時（昭和 31(1956)年）における説明文】

寛永・正保の間、大河内正綱が植栽したもので、総延長約 3 0 キロメートル、本

数約17000に及び幹囲7メートルを越える巨木も少ない。形態よくととのい、
 蜿々天を摩して壯觀を呈する。杉並木としてわが国稀有のものとして価値の極めて
 高いものである。

3 指定の状況

指定年月日	種別	名称	根拠法令
大正11(1922)年 3月8日	史蹟	日光並木街道 附 並木寄進碑 ^{つけたり}	(旧) 史蹟名勝 天然記念物保存法
大正11(1922)年 11月7日	管理者の指定	栃木県(※現在の管理団体の 名称・所在等を欄外に示す。)	同上
昭和27(1952)年 3月29日	特別史跡	日光並木街道 附 並木寄進 碑	文化財保護法
昭和29(1954)年 3月20日	天然記念物 特別史跡の 名称変更	日光杉並木街道 附 並木寄 進碑	同上
昭和31(1956)年 10月31日	特別天然記念 物	日光杉並木街道 附 並木寄 進碑	同上

※ 現在の管理団体

名称 栃木県

所在 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

所管課 栃木県教育委員会事務局文化財課

※ 各指定時の告示は資料編(3)に掲げる。

また、日光杉並木街道の延長については、大正 11(1922)年の指定時には、区域以外に距離についての記述はないが、大正 13(1924)年 5 月 10 日調べとして、『日光東照宮百話』（大正 14(1925)年 5 月、日光東照宮社務所刊行）の中の記載で確認できる。その後の文献等もこの記載に倣ったものと考えられ、現在もそこから換算したキロ数をもって約 37km としているが、これは、杉並木街道の延長であり、そこには、宿場など初めから並木杉が植栽されていない区間も含む。

街 道 名	区 間	里 数	km 換 算	図 上 計 測
国道 119 号 (日光街道)	日光市日光～ 追分地藏尊	2 里 5 町 57 間	8.5km	神橋～並木始点 1.7km
				並木始点～瀧尾神社 5.9km
				今市宿の区間 0.9km
国道 119 号 (日光街道)	追分地藏尊～ 大沢寄進碑	2 里 25 町 37 間	10.7km	左記区間と同じ 7.9km
国道 121 号 (例幣使街道)	追分地藏尊～ 小倉寄進碑	3 里 19 町 12 間	13.9km	左記区間と同じ 13.0km
国道 121 号 (会津西街道)	大谷向～ 日光市大桑	35 町 44 間	3.9km	大谷向～大桑並木終点 3.8km
				大桑並木終点～大桑寄進碑 0.7km
計		9 里 14 町 30 間	37.0km	33.9km

日光杉並木街道 附 並木寄進碑の指定状況

(指定年月日別)

指定年月日	告示者	告示番号	所在地	地域 ()は現在の地番 []は指定後に分筆し地番が新たに付された筆
大正 11(1922)年 3月8日	内務省	49	県道宇都宮日光線	上都賀郡日光町大字日光、七里、野口、同郡今市町大字瀬川、今市、河内郡大澤村大字森友、水無、大澤地内南北両側並木敷
			県道鹿沼今市線	上都賀郡今市町大字今市、平ヶ崎、千本木、吉澤、室瀬、土澤、同郡落合村大字明神、板橋、小代、文挾、小倉地内南北両側並木敷
			県道今市若松線	河内郡豊岡村大字芦沼新田、芦沼、倉ヶ崎新田、倉ヶ崎、大桑、上都賀郡今市町大字今市地内東西両側並木敷
			上都賀郡日光町大字日光字本宮	238番本宮神社境内地ノ内壹坪
			河内郡豊岡村大字大桑字屋敷	93番ノ1 宅地119坪3号3勺ノ内3坪5号2勺
昭和 52(1977)年 3月16日	文部省	32	栃木県今市市室瀬字十石	511番ノ2、512番ノ5
			同 明神字赤坂	2221番ノ5、2222番ノ3、2223番ノ4
昭和 53(1978)年 3月16日	文部省	47	栃木県今市市森友字大立野	1454番ノ3、1454番ノ4、1454番ノ5、1454番ノ8、1454番ノ9
			同 明神字街道端	2356番のうち実測2891・82平方メートル(2356番2)、2357番のうち実測1207・81平方メートル(2357番1、2357番3)、2358番ノ1のうち実測508・24平方メートル(2358番5)、2417番ノ2のうち実測115・60平方メートル(2417番3)、2418番ノ2のうち実測25・61平方メートル(2418番3)、2421番のうち実測2166・20平方メートル(2421番3)、2421番ノ2のうち実測79・14平方メートル(市有地)、2422番、2423番
昭和 54(1979)年 3月20日	文部省	34	栃木県今市市小代字東原	1519番のうち実測1638・14平方メートル(1519番2)、1568番ノ1、1569番のうち実測1166・55平方メートル(1569番3)、1573番ノ1、1573番ノ2、1574番のうち実測250・92平方メートル(1574番2)、右の地域内に介在する道路敷を含む。
			同 吉沢字宮ノ前	67番ノ1、67番ノ2、68番ノ6
			同 明神字街道端	2379番ノ1のうち実測1003・86平方メートル(2379番3)、2380番ノ1
昭和 55(1980)年 12月5日	文部省	175	栃木県今市市平ヶ崎字東原	811番ノ2のうち実測70・16平方メートル(811番50)、811番ノ43
			同 明神字街道端	2355番のうち実測1691・09平方メートル(2355番2)、2391番ノ1のうち実測162・59平方メートル(2391番7)、2391番ノ5のうち実測274・54平方メートル(2391番8)、2393番のうち実測1013・61平方メートル(2393番2)、2394番
			同 室瀬字十石坂	464番ノ1、464番ノ2
昭和 56(1981)年	文部省	168	栃木県今市市森友字水無境	2番のうち実測2198・30平方メートル(2番2)

12月23日			同 小代字東原	295番ノ15、295番ノ18、295番ノ34、295番ノ35、295番ノ62、295番ノ64、295番ノ69、295番ノ100、295番ノ101、295番ノ103、295番ノ127、295番ノ131、295番ノ132、295番ノ133、295番ノ134、295番ノ160、295番ノ161、295番ノ162、295番ノ163、295番ノ164、295番ノ165、295番ノ189、295番ノ190、295番ノ191
昭和 59(1984)年 1月11日	文部省	5	栃木県今市市土沢字札山	2014番ノ142のうち実測1168・10平方メートル(2014番145)
			同 小代字東原	1545番ノ1、1553番ノ1のうち実測572・00平方メートル(1553番4)、1553番ノ2のうち実測496・38平方メートル(1553番5)、1597番ノ1のうち実測780・03平方メートル(1597番4)、1599番ノ3のうち実測838・46平方メートル(1599番8)
昭和 61(1986)年 12月9日	文部省	148	栃木県今市市森友字森脇	872番ノ1のうち実測871・75平方メートル(872番5)
昭和 63(1988)年 6月13日	文部省	81	栃木県今市市大沢町字地藏上	472番、473番ノ2
平成 元(1989)年 1月9日	文部省	4	栃木県今市市吉沢字茅原	193番ノ3のうち実測915・71平方メートル(193番21)
平成 元(1989)年 8月14日	文部省	114	栃木県今市市明神字街道端	2361番
平成 3(1991)年 6月10日	文部省	74	栃木県今市市明神字赤坂	1753番ノ8、1753番ノ9、2190番ノ132
			同 明神字菅沢窪	2352番
			同 板橋字橋際	1580番、1584番ノ2、1585番ノ2、1586番ノ2、1587番ノ2
平成 4(1992)年 12月15日	文部省	113	栃木県今市市明神字赤坂	2190番ノ71
			同 小代字東原	1527番ノ4、289番ノ322
			同 小倉字境石	7番
			同 土沢字札山	2014番ノ142、2014番ノ143
平成 5(1993)年 10月4日	文部省	121	栃木県今市市倉ヶ崎字梶ヶ原	694番ノ31、694番ノ32
			同 小代字東原	289番ノ197、289番ノ313
			同 今市字東原	802番ノ29、802番ノ32
			同 明神字街道端	191番、2359番ノ17、2359番ノ18、2359番ノ19、2359番ノ20、2361番ノ2
			同 字赤坂	2190番ノ131
平成 7(1995)年 1月30日	文部省	10	栃木県今市市小代字東原	1485番ノ8、1485番ノ9
			同 明神字街道端	2354番、2360番ノ1
平成 7(1995)年 11月28日	文部省	145	栃木県今市市小代字東原	1520番ノ1のうち実測731・14平方メートル(1520番3)、1520番ノ2のうち実測1312・22平方メートル(1520番4)、1521番のうち実測73・08平方メートル(1521番2)、1522番ノ1のうち実測1061・2

				7平方メートル(1522番3)、1522番ノ2のうち実測1066・94平方メートル(1522番4)、289番ノ194、289番ノ309
			同 瀬川字山ノ上	282番ノ1のうち実測851・89平方メートル、282番ノ2のうち実測100・27平方メートル、282番ノ3のうち実測118・10平方メートル、302番のうち実測774・74平方メートル、303番のうち実測448・85平方メートル、304番ノ1のうち実測99・69平方メートル、305番ノ3のうち341・04平方メートル、307番のうち実測190・69平方メートル、308番のうち実測958・06平方メートル、309番、313番のうち実測532・93平方メートル、314番のうち実測465・77平方メートル、315番のうち実測557・87平方メートル、376番ノ1、377番ノ1のうち実測1402・71平方メートル、378番ノ1のうち実測141・66平方メートル、379番ノ1のうち実測217・65平方メートル、380番、381番のうち実測1007・27平方メートル、382番のうち実測804・05平方メートル、530番ノ2、531番ノ2 (実測部分は、都市公園(杉並木公園(日光市))内の並木敷から20mの範囲)
			同 瀬川字山ノ下	374番ノ1のうち実測862・54平方メートル、374番ノ3 (実測部分は、都市公園(杉並木公園(日光市))内の並木敷から20mの範囲)
			同 瀬川字一里塚	1274番ノ4、1276番ノ5、1327番ノ2、1327番ノ4のうち実測62・89平方メートル、1330番ノ6のうち実測156・36平方メートル、1328番 (実測部分は、都市公園(杉並木公園(日光市))内の並木敷から20mの範囲)
			同 今市字唐人小屋	532番ノ1のうち実測88・43平方メートル、532番ノ4のうち実測537・60平方メートル、533番ノ1のうち実測849・19平方メートル、534番ノ1のうち実測2・09平方メートル、534番ノ2のうち実測650・99平方メートル、535番ノ1のうち実測310・77平方メートル、536番ノ1のうち実測305・82平方メートル、537番ノ1、537番ノ2、540番ノ2のうち90・69平方メートル (実測部分は、都市公園(杉並木公園(日光市))内の並木敷から20mの範囲)
平成 8(1996)年 3月29日	文部省	59	栃木県今市市森友字大立野	1460番のうち実測1、873・30平方メートル(1462番2)
			同 明神字赤坂	2190番ノ111
			同 小代字東原	289番ノ310、1485番ノ6、1485番ノ7、1485番ノ202、1485番ノ203、1485番ノ209、1485番ノ210
			同 小倉字海道東	64番ノ3、67番ノ2、67番ノ3、68番ノ1、68番ノ2
			同 倉ヶ崎字梶ヶ原	694番ノ42
平成	文部省	8	栃木県日光市野口	831番ノ4

10(1998)年 1月14日			栃木県今市市平ヶ崎字東原	811番ノ3
			同 室瀬字拾石坂	509番ノ7
			同 土沢字大久保	2007番ノ87
			同 明神字赤坂	2207番ノ1のうち実測389・48平方メートル(2207番7)、2209番ノ1のうち実測663・48平方メートル(2209番4)、2210番ノ1、2216番ノ2、2216番ノ3、2216番ノ13
			同 明神字菅沢窪	2353番
			同 明神字板橋境	5番、6番
			同 板橋字上ノ台	927番ノ1のうち実測402・29平方メートル(927番3)
			同 板橋字橋際	1603番ノ3
			同 小代字東原	289番ノ258、289番ノ325
			同 小倉字境石	8番
			同 倉ヶ崎字三並木	707番のうち実測2013・13平方メートル(707番3、707番4)
			同 明神字赤坂	2216番ノ5
平成 11(1999)年 1月14日	文部省	7	栃木県今市市室瀬字十石坂	20番のうち実測558・91平方メートル(20番2)、21番のうち実測105・07平方メートル(21番2)、30番のうち実測756・27平方メートル(30番2)
			同 土沢字札山	657番ノ4、658番ノ12
			同 明神字赤坂	2190番ノ63 [2190番247]、2190番ノ73 [2190番243]、2190番ノ135、2190番ノ223 [2190番245]、2190番ノ228 [2190番244]、2232番ノ4 [2232番10、2232番11]、2232番ノ8
			同 明神字街道端	190番、2359番ノ4、2359番ノ5、2359番ノ21、2359番ノ22、2359番ノ23、2359番ノ25、2359番ノ27、2359番ノ32、2359番ノ33、2359番ノ34、2360番ノ2、2360番ノ4、2360番ノ5、2360番ノ6
			同 板橋字久保	1093番、1096番のうち実測431・73平方メートル(1096番2)、1176番のうち実測541・53平方メートル(1176番2)、1177番、1178番ノ1、1178番ノ2、1179番ノ1のうち実測84・29平方メートル(1179番3)、1179番ノ2のうち実測70・06平方メートル(1179番4)、1180番のうち実測125・99平方メートル(1180番2)、1181番のうち実測282・98平方メートル(1181番2)、1194番のうち実測1837・40平方メートル(1194番2)、1349番のうち実測880・23平方メートル(1349番2)、1350番
			同 小代字東原	289番ノ327、1527番ノ3番、1527番ノ5番
			同 瀬川字一里塚	1274番ノ5
平成 12(2000)年 9月21日	文部省	152	栃木県鹿沼市武子字境石	1887番ノ2、1887番ノ6
			栃木県今市市瀬川字一里塚	1274番ノ2

			同 小倉字境石	2番ノ2
			同 小代字東原	295番ノ27、295番ノ28、1485番ノ170、1485番ノ171、1485番ノ178、1485番ノ179、1485番ノ194、1485番ノ195、1485番ノ200、1485番ノ201、1485番ノ208、1485番ノ211、1527番ノ2、1527番ノ7、1527番ノ14、1527番ノ16、1527番ノ19 [1527番20]
			同 明神字赤坂	1753番ノ10、2190番ノ62 [2190番246]、2190番ノ72 [2190番241]、2190番ノ133 [2190番248]、2190番ノ226 [2190番242]、2216番ノ15
			同 明神字板橋境	98番
			同 明神字板橋裏	97番 [97番2]、101番 [101番2]
			同 明神字街道端	2366番ノ5、2366番ノ7、2366番ノ16、2366番ノ26、2366番ノ28、2366番ノ33、2366番ノ45、2366番ノ66、2366番ノ68、2367番ノ7、2367番ノ8、2372番ノ11、2398番、2402番、2420番
			同 明神字菅沢窪	2346番
			同 板橋字久保	1351番
			同 大沢町字上原	984番ノ1
			平成 13(2001)年 1月29日	文部科学 省
同 室瀬字中野	461番ノ1のうち実測1094・06平方メートル(461番5)			
同 土沢字大久保	2005番ノ12 [2005番18]、2007番ノ2 [2007番96]			
同 小倉字境石	1番ノ1			
同 小代字東原	1527番ノ13、1527番ノ15、1527番ノ17			
同 明神字赤坂	2190番ノ65 [2190番24]、2190番ノ68 [2190番25]、2190番ノ69 [2190番253]、2190番ノ75 [2190番251]、2190番ノ77 [2190番252]、2190番ノ134 [2190番254]、2190番ノ136 [2190番255]、2190番ノ137 [2190番263]、2190番ノ138 [2190番257]、2190番ノ139 [2190番258]、2190番ノ203 [2190番259]、2190番ノ216 [2190番260]、2190番ノ233 [2190番261]、2216番ノ1 [2216番17]、2216番ノ4、2216番ノ8、2216番ノ14、2232番ノ9 [2232番15、2232番16]			
同 明神字街道端	2359番ノ29、2359番ノ30、2397番のうち実測755・99平方メートル(2397番3)、2401番のうち実測654・79平方メートル(2401番2)、2403番ノ3のうち実測107・75平方メートル(2403番4)、2405番のうち実測180・99平方メートル(2405番2)、2407番ノ1のうち実測114・5			

				5平方メートル(2407番7)、2419番のうち実測460・02平方メートル(2419番2)
			同 明神字菅沢窪	2345番のうち実測526・52平方メートル(2345番2)
			同 倉ヶ崎字梶ヶ原	696番ノ1 [696番3]
			同 倉ヶ崎字三並木	720番ノ1
			同 大沢町字宮道	396番
平成 14(2002)年 3月19日	文部科学 省	41	栃木県今市市平ヶ崎字東原	834番ノ2のうち実測1、809・62平方メートル(834番31、834番32、834番33、834番34)、834番ノ7のうち実測230・04平方メートル(834番35、834番36)、834番ノ8のうち実測114・15平方メートル(834番37)、834番ノ10のうち実測175・99平方メートル(834番38)
			同 土沢字大久保	2005番ノ16 [2005番19]
			同 字札山	2014番ノ23、2014番ノ144
			同 小倉字東原	848番ノ4
			同 小代字東原	1485番ノ10、1485番ノ11、1485番ノ168、1485番ノ169、1485番ノ184、1485番ノ185、1527番ノ6、1531番ノ1、1567番ノ4のうち実測329・33平方メートル(1567番7)、1568番ノ4、1599番ノ1、1599番ノ2 [1599番9]
			同 明神字赤坂	2190番ノ70 [2190番262]、2190番ノ78 [2190番266]、2190番ノ202 [2190番265]、2190番ノ231 [2190番264]、2214番ノ1のうち実測1148・82平方メートル(2214番3)、2215番のうち実測1101・60平方メートル(2215番2)
			同 字街道端	2360番ノ3のうち実測203・77平方メートル(2360番8)、2366番ノ43、2366番ノ56
平成 14(2002)年 12月19日	文部科学 省	205	栃木県今市市瀬川字滝尾裏	1330番ノ1、1332番ノ1
			同 土沢字大久保	2005番13 [2005番20]、2005番15 [2005番21]
			同 土沢字札山	2014番1 [2014番274]
			同 小代字東原	295番29、1527番10、1532番1のうち実測680・49平方メートル(1532番4)、1532番2のうち実測742・50平方メートル(1532番5)、1532番3のうち実測627・93平方メートル(1532番6)、1591番3、1591番4、1592番4、1598番2のうち実測636・05平方メートル(1598番4)、1598番3 [1598番6]
			同 明神字牛沼	2311番1
			同 明神字大沼	2248番
			同 明神字街道端	2359番31、2366番81
			同 倉ヶ崎字梶ヶ原	692番20、694番45
			同 森友字草刈道	1407番2、1408番、1413番2

			同 明神字赤坂	1753番6、1753番7、1753番11、1753番41、1753番43、1753番60、1753番61、2190番64 [2190番267]、2190番76 [2190番268]、2190番222 [2190番269]、2190番224、2190番225、2221番29、2221番30、2221番91、2232番1、2232番3のうち実測1443・93平方メートル(2232番12、2232番14)、2232番6、2232番7
平成 16(2004)年 2月27日	文部科学 省	29	栃木県今市市室瀬字十石坂	16番1のうち実測3001・50平方メートル(16番5)、16番2のうち実測232・73平方メートル(16番6)、16番3、465番
			同 室瀬字中野	463番のうち実測590・25平方メートル(463番2)
			同 土沢字大久保	2003番1 [2003番4]、2004番1 [2004番4]
			同 小代字東原	295番25、295番26、295番65、1485番2、1485番3、1591番6、1596番9 [1596番11]、1599番6 [1599番10]
			同 明神字赤坂	1753番62、1753番63、1753番80、1753番81、1753番98、1753番99
			同 明神字街道端	2367番2、2372番3、2407番5のうち実測300・14平方メートル(2407番8)、2410番のうち実測825・13平方メートル(2410番2)、2411番
			同 板橋字森下	1899番2、1918番2
			同 板橋字橋際	1555番
			同 板橋字屋敷	1551番1、1551番2、1554番、1578番
			同 板橋字山前	1627番2
			同 倉ヶ崎字三並木	721番1
平成 17(2005)年 3月2日	文部科学 省	26	栃木県今市市小代字東原	295番63、295番70、295番71、295番72、295番104
			同 明神字大沼	2243番のうち実測554・33平方メートル(2243番2)、2246番のうち実測7・50平方メートル、2247番、2249番、2250番のうち実測847・94平方メートル(2250番2)
			同 明神字街道端	2359番6、2359番7、2359番8、2359番9、2359番10、2359番11、2359番12、2359番13、2359番14、2359番15、2359番16、2359番24、2359番26、2359番35、2366番18、2366番35
			同 板橋字久保	1192番1
			同 板橋字橋際	1588番3、1593番2、1594番2
			同 板橋字森下	1919番1、1919番2、1919番3、1919番4 [1919番5、1919番6]、1947番 [(1947番1)、1947番3、1947番4]、1947番2、1948番1、1948番2、1949番1、1950番1、1954番1、1954番2
同 倉ヶ崎字梶ヶ原	692番19			

			同 倉ヶ崎字三並木	736番、737番
平成 18(2006)年 1月26日	文部科学 省	7	栃木県今市市小倉字海道 東	49番4、51番2、62番2
			同 小代字東原	1485番4、1485番5、1599番3
			同 明神字赤坂	2221番66、2223番1のうち実測248・ 88平方メートル(2223番5)、2223番2 のうち実測654・27平方メートル(2223番 6)
			同 明神字牛沼	2308番、2311番2
			同 明神字街道端	2359番28、2360番7のうち実測156・ 02平方メートル(2360番9)、2366番5 4、2381番
			同 明神字菅ノ沢窪	2351番
			同 板橋字久保	1192番2、1193番、1348番のうち実測 727・59平方メートル(1348番2)
			同 大桑町字前原	1394番
			同 森友字草刈道	1407番1
平成 19(2007)年 2月6日	文部科学 省	9	栃木県日光市土沢字大久 保	2005番11[2005番26]、2007番1 [2007番104]
			同 小代字東原	718番2、1590番、1595番のうち実測1 92・08平方メートル(1595番2)、159 6番1のうち307・56平方メートル(1596 番12)、1599番4、1599番5
			同 明神字赤坂	1753番42、2216番6、2221番6、2 221番7、2221番92
			同 板橋字山前	1628番1のうち822・78平方メートル(1 628番4)
平成 20(2008)年 3月28日	文部科学 省	39	栃木県日光市室瀬字十石 坂	510番1
			同 吉沢字宮ノ台	79番1のうち実測620・57平方メートル(7 9番6、79番8)
			同 小代字東原	289番269のうち実測150・19平方メー トル(289番449)、290番4のうち実測59 7・06平方メートル(290番120)、155 5番1、1556番23のうち実測1059・45 平方メートル(1556番28)
			同 明神字赤坂	2190番66のうち実測289・01平方メー トル(2190番270)、2190番67のうち実 測180・90平方メートル(2190番27 2)、2190番176のうち実測109・06平 方メートル(2190番273)、2190番21 7のうち実測185・00平方メートル(2190 番271)
			同 字菅ノ沢窪	2350番1のうち実測989・11平方メー トル(2350番3)
			同 字街道端	2382番のうち実測1867・16平方メー トル(2382番2)、2384番3のうち実測11 9・73平方メートル(2384番4)、2389 番のうち実測108・04平方メートル(2389 番2)
			同 板橋字橋際	1573番1のうち実測873・04平方メー トル(1573番6)
平成 21(2009)年 2月12日	文部科学 省	9	栃木県日光市室瀬字川 間々	201番1[201番4]、201番2[201番 3]
			同 室瀬字中野	460番3のうち実測149・89平方メー トル(460番5)

			同 小代字東原	289番195のうち実測218・47平方メートル(289番450)
			同 明神字赤坂	2209番2のうち実測351・23平方メートル(2209番5)、2210番2、2212番1のうち実測878・76平方メートル(2212番3)、2213番、2225番、2226番1のうち実測1638・03平方メートル(2226番3)
			同 明神字街道端	2366番70
			同 板橋字橋際	1601番2
			同 板橋字山前	1606番
			同 板橋字山前	1606番
平成 22(2010)年 2月22日	文部科学 省	16	栃木県日光市小倉字西原	867番7
			同 小代字八木沼	2番3のうち実測42・92平方メートル(2番4)、21番のうち実測805・51平方メートル(21番2)
			同 小代字東原	290番3のうち実測1288・08平方メートル(290番121、290番122)、289番196のうち実測199・04平方メートル(289番451)、289番270のうち実測173・17平方メートル(289番452)、1485番14、1485番15、1597番1のうち実測117・16平方メートル(1597番6)
			同 倉ヶ崎字三並木	722番1、722番2のうち実測157・26平方メートル(722番3)、723番1、723番2のうち実測186・18平方メートル(723番3)、733番のうち実測490・36平方メートル(733番2)、740番12
			同 大沢町字宮道	436番2
平成 24(2012)年 1月24日	文部科学 省	8	栃木県日光市千本木字下原	31番9のうち実測751・68平方メートル(31番14)
			同 小代字東原	1485番12、1485番13、1485番32、1485番33、1485番118、1485番119、1485番186、1485番187、1524番1のうち実測770・37平方メートル(1524番4)、1524番2のうち実測1072・57平方メートル(1524番5)、1524番3、1545番3、1556番1のうち実測22・07平方メートル(1556番29)
			同 明神字赤坂	2190番74のうち実測145・88平方メートル(2190番274)
			同 板橋字山前	1614番のうち実測781・68平方メートル(1614番2)、1626番1のうち実測759・73平方メートル(1626番3)、1627番1のうち実測140・18平方メートル(1627番4)、1627番3のうち実測131・37平方メートル(1627番5)
			栃木県鹿沼市武子字境石	1887番7
平成 25(2013)年 3月27日	文部科学 省	44	栃木県日光市小代字東原	1539番1のうち実測997・24平方メートル(1539番1、1539番10)、1539番3のうち実測60・33平方メートル(1539番3)、1540番1、1540番2、1541番のうち実測350・85平方メートル(1541番2)、1544番のうち実測206・13平方メートル(1544番2)、1545番2、1545番4、1545番5、1545番6、1546番2のうち実測215・62平方メートル(1546番2)

				3)、1546番4のうち実測235・94平方メートル(1546番24)、1546番5のうち実測166・82平方メートル(1546番25)、1546番15のうち実測79・54平方メートル(1546番26)
			同 板橋字橋際	1605番1
			同 小倉字田中台	226番2、226番3、226番5、226番6
			同 小倉字海道東	48番2、49番5
			同 小倉字東原	825番2、826番3、848番1、848番2、848番3、805番2
平成 27(2015)年 3月10日	文部科学 省	42	栃木県日光市小倉字境石	5番2のうち実測746・93平方メートル(5番5)、5番3のうち実測858・84平方メートル(5番4)
			同 小倉字田中台	228番4、230番1、230番3のうち実測136・43平方メートル
			同 小倉字東原	805番1
			同 小倉字海道東	10番3、11番3、12番2、13番2、14番、15番3、21番、22番2、25番2
			同 小代字東原	289番10のうち実測416・07平方メートル、289番11のうち実測578・37平方メートル(289番453)、289番308のうち実測306・17平方メートル、289番312のうち実測289・77平方メートル(289番454)、290番5のうち実測671・95平方メートル、1485番94、1485番95
			同 室瀬字下ノ原	493番5、493番6、493番7、493番8、493番10
			同 室瀬字十石坂	509番9
			同 室瀬字南山	430番4、433番
			同 室瀬字一里塚	82番3
			同 室瀬字大道端	83番
			同 森友字大桑道上	946番1、946番2、946番3
平成 29(2017)年 2月9日	文部科学 省	11	栃木県日光市室瀬字下ノ原	493番4
			同 室瀬字街道端	157番1、157番2、157番3、157番4、186番
			同 室瀬字川間々	200番2
			同 室瀬字南山	204番2、205番、206番1、206番3
			同 室瀬字十石坂	509番8
			同 小代字東原	290番6
			同 倉ヶ崎字三並木	740番61、740番62のうち実測502・89平方メートル
平成 31(2019)年 2月26日	文部科学 省	24	栃木県日光市小代字東原	295番7のうち実測431・90平方メートル、295番10のうち実測227・36平方メートル、295番12のうち実測877・53平方メートル
			同 室瀬字南山	430番2のうち実測308・27平方メートル

第3章 日光杉並木街道の本質的価値

1 本質的価値

前章で述べた内容を踏まえ、特別史跡・特別天然記念物日光杉並木街道 附 並木寄進碑の本質的価値は次のとおりである。

- ・並木街道として最も優秀なものであること
- ・宿場には元来並木がなかった事実や、一里塚の存在など江戸時代の街道の構成や景観を良好に伝えるものであること
- ・寄進碑が残り、歴史的な由来が明確であり、学術上特に重要なものであること
- ・日光東照宮へと続く参道としての街道に植栽され、祭祀信仰に関する重要なものであること
- ・杉並木として規模・形態とともに稀有な存在であること

2 構成要素

以下に構成要素を示す。

	構成要素	概要
本質的価値を構成する諸要素	杉並木	延長においても、杉の本数においても世界に類のない規模
	並木杉（個々の指定木）	胸高直径が1mを超え、樹高40mを超える杉も少なくない
	景観	往時（江戸時代）を彷彿させる姿・雰囲気、そして、巨木が連なる様子
	寄進碑	神橋付近、大沢、小倉、大桑の4カ所にある杉並木の由来が刻まれた碑
	街道	杉並木街道として30kmを超える延長。本計画内では、三街道とし、日光街道、例幣使街道、会津西街道と呼称
	一里塚	日光街道（瀬川、七本桜、水無） 例幣使街道（室瀬、板橋、小倉） 会津西街道（大桑）
本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素及び周辺地	名物杉	並木太郎、砲弾打込杉、並木ホテル、桜杉他
	二重並木	会津西街道西側の一部に更に植栽された並木（並木としては三重となる。地元には三並

域を構成する 諸要素		木という字名もある。)
	歴史的名所	十石坂、地震坂、異人石、御殿跡 他
	沿道の各種 社寺等	追分地藏尊、瀧尾神社、雷電神社 他

※名所・名物杉等の個々の詳細（概要、位置）については、資料編(10)に示す。

3 新たな価値評価

平成 11(1999)年には、「日光の社寺」がユネスコ世界遺産（文化遺産）に登録されたことにより、日光杉並木街道は、「日光の社寺」へとつながる歴史的街道として、（あるいは日光東照宮の参道として）観光資源の一つとなっている。

その歴史的街道としては、「江戸時代の街道の現存するものの随一」（黒板昌夫記、「日光杉並木街道」昭和 53(1978) 年日光東照宮）とされ、学術的資料としての評価も高い。

また、平成 27(2015)年には、栃木県民が大切にしたい自慢できる 100 の魅力『とちぎの百様』（栃木県）に認定されている。その認定における「感動ポイント」は、「神々しい空気感！ギネスも認める世界一長い並木道」である。

近年では、県内はもとより県外や海外にも発信されるべき、地域のブランド力を向上させる資源としてその価値が評価されてきている。

